

教育總務部檢閱濟

特219

842

# 戰陣訓述義

著・南景森



\*0055672000\*

2

0055672-000

特219-842

戰陣訓述義

森景南・著

健文社

昭和16

AJA

この著作物は、著作権者不明のため、著  
第67条の規定に基づき、平成12年3  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用する

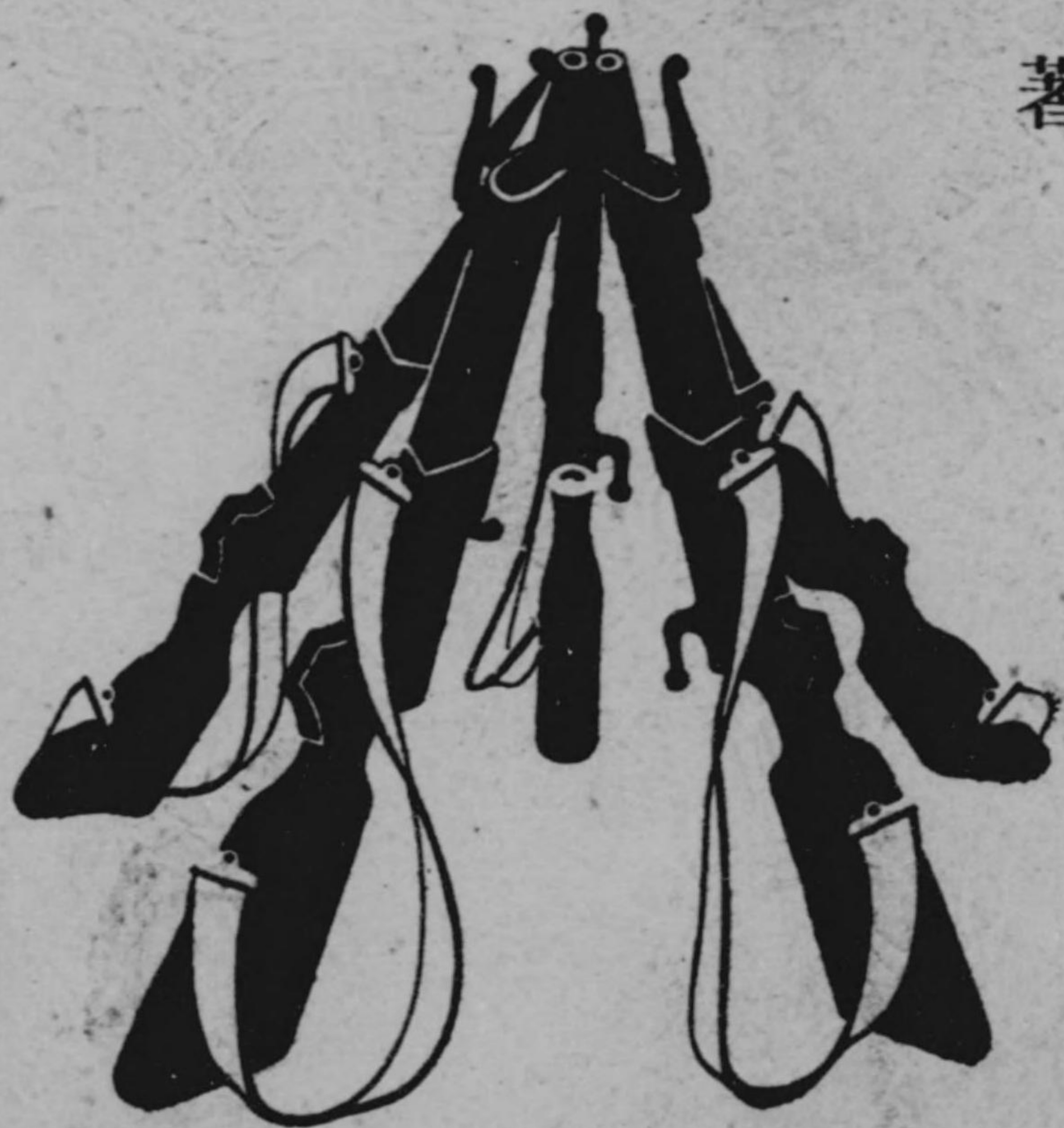
特219

教育部總監閱檢部


842

# 戰陣訓述義

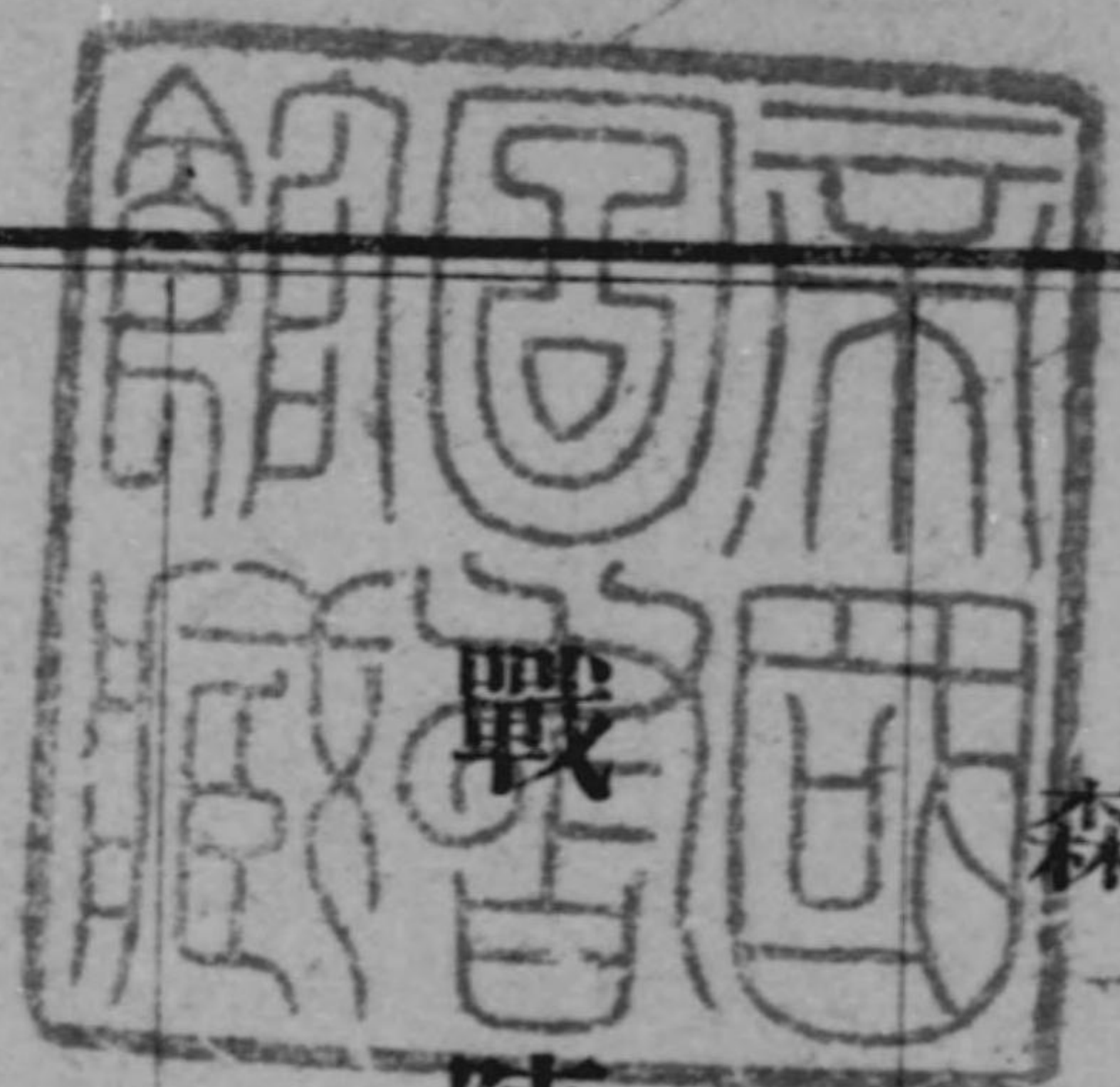
著·南景森



東京健文社刊



特219  
842



陸軍大將  
爵  
荒木貞夫閣下題字

森  
景南著

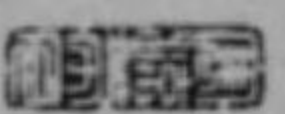
陣  
訓  
述  
義

東京  
健  
文  
社  
刊



成神

貞夫題



字題下閣夫貞木荒

爵男將大軍陸

## 序 文

戰陣訓が全軍に示達されてから早くも半ヶ年を経過せんとしてゐる示達當時は全國民に異常な感動を與へ、各方面を戰陣訓一色に塗りつぶした感がないでもなかつた。然るに今や如何。新聞や雜誌に戰陣訓の語を見るさへ珍しく、之を生活の指針として服膺するものは軍人は別として一般には殆んど稀といつてよい狀況のやうである。勿論戰陣訓は軍人を對象として示達されたものであるが、銃後國民訓としての内容をもつことは、萬人の認める所であらう。しかも世界の情勢は、我が國民をして益々志氣を昂揚せしめんことを要求しつゝある。こゝに於て自分は「戰陣訓に返れ」と叫びたいのである。本書はかゝる見地から、數ヶ月以前に脱稿した解説を公にしたもの

である。

本解説をなすに當つては、戦陣訓の根底たる 軍人勅諭との連關を  
嚴密に研究し、各兵操典・作戰要務令・軍隊教育令・軍隊内務書等  
出来るだけの典令を参照し、古來の家訓・掟書等をも涉獵して訓言  
の眞意を把握せんと試みた。又教育總監部編纂にかゝる武人の徳操・  
軍人勅諭謹解等を參酌し、正確妥當なるを期した。戦陣と銃後とを  
問はず、苟も本訓の忠實にして正確なる理會を望む人々の伴侶たる  
を得れば幸甚である。

終りに、題字を賜はつた荒木閣下、種々御示教を辱うした林閣下、  
快く刊行を承引下された健文社に滿腔の感謝を捧げる。

楠公盡忠の遺跡金剛山を望む寓居に於て

昭和十六年五月

著 者 識 す

## 戦陣訓述義

### 目 次

陸海軍人ニ賜ハリタル勅諭	一
戦陣訓全文	八
第一編 戦陣訓總説	二七
第一節 戦陣訓示達の由來	二八
第二節 戦陣訓示達の影響	二九
第三節 戦陣訓の構成	三〇
第四節 戦陣訓の本質	三四
第二編 戦陣訓述義	三七
序	三六
本訓(其の一)	四三

第一皇國	四三
第二皇軍	四八
第三軍紀	五三
第四團結	五八
第五協同	六三
第六攻擊精神	六五
第七必勝の信念	七〇
本・訓(其の二)	七三
第一敬神	七三
第二孝道	七七
第三敬禮舉措	八一
第四戰友道	八四
第五率先躬行	八七

第六責任	九〇
第七死生觀	九四
第八名を惜しむ	九九
第九質實剛健	一〇三
第十清廉潔白	一〇七
本訓(其の三)	一一〇
第一戰陣の戒	一一〇
第二戰陣の嗜	一一三
結	一一五

目次終



勅諭

陸海軍人ニ賜ハリタル勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰

へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも亦惶けられ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績なり歷世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制を今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天下は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらす事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀

さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己か自分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一 軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと

心得よ己が隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには晉に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼など

の如く思ひなむ心すへきことにこそ

一 軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくて  
は一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を  
盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからざるか  
を審に思考すへし臚氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立  
てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順  
逆を辨へ是非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとて守るへからすと悟りな  
は速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は  
公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の  
上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一 軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を  
好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしき  
せらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に

起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を  
懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心  
安からぬは故に又之を訓ふる所かし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閒にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切  
なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如  
何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成る  
ものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く  
朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦ひなん  
朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

# 戰陣訓

序

夫れ戰陣は、大命に基き、皇軍の眞髓を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戰陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く皇軍の道義を持し、皇國の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。

惟ふに軍人精神の根本義は、畏くも軍人に賜はりたる勅諭に炳乎として明かなり。而して戰闘竝に訓練等に關し準據すべき要綱は、又典令の綱領に教示せられたり。然るに戰陣の環境たる、兎もすれ

ば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻るが如きことなしとせず。深く慎まざるべけんや。乃ち既往の經驗に鑑み、常に戰陣に於て勅諭を仰ぎて之が服行の完璧を期せむが爲具體的行動の憑據を示し、以て皇軍道義の昂揚を圖らんとす。是戰陣訓の本旨とする所なり。

## 本訓 (その一)

### 第一 皇國

大日本は皇國なり。萬世一系の天皇上に在しまし、肇國の皇謨を紹繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に遍く、聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け、皇國の道義を宣揚して天業を翼賛し奉

り、君民一體以て克く國運の隆昌を致せり。

戰陣の將兵、宜しく我が國體の本義を體得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期すべし。

## 第二 皇 軍

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威徳を顯揚し皇運の扶翼に任ず。

常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するものは神武の精神なり。武は嚴なるべし仁は遍きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ斷乎之を擊碎すべし。假令峻嚴の威克く敵を屈服せしむとも、服するは撃たず従ふは

慈しむの徳に缺くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は驕らず、仁は飾らず、自ら溢るるを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

## 第三 軍 紀

皇軍軍紀の神髓は、畏くも大元帥陛下に對し奉る絶對隨順の崇高なる精神に存す。

上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の承行を謹嚴にし、下は謹んで服從の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るるなきは、是戰捷必須の要件にして、又實に治安確保の要道たり。

特に戦陣は、服従の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間に處し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として獻身服行の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

#### 第四 團 結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渥き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、擧軍一心一體の實を致さざるべからず。軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし。上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲己を没するの覺悟なかるべからず。

#### 第五 協 同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戰捷の爲欣然として没我協力の精神を發揮すべし。各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信じ相援け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心相携へて目的達成の爲力闘せざるべからず。

#### 第六 攻 撃 精 神

凡そ戰鬪は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。攻撃に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉碎せずんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の銳氣を包藏し、必ず主動の地位

を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は斷々乎として飽く迄も徹底的なるべし。

勇往邁進百事懼れず、沈著大膽難局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障碍を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七 必勝の信念

信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者常に克く勝者たり。

必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝膽を碎き、必ず敵に勝つの實力を涵養すべし。

勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずば斷じて已むべからず。

本訓 (その二)

第一 敬神

神靈上に在りて照覽し給ふ。

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

第二 孝道

忠孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。



戦陣深く父母の志を體して、克く盡忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顯彰せんことを期すべし。

### 第三 敬禮舉措

敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戦陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず。禮節の精神内に充溢し、舉措謹嚴にして端正なるは強き武人たるの證左なり。

### 第四 戦友道

戦友の道義は、大義の下死生相結び、互に信頼の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、俱に軍人の本分を完う

するに在り。

### 第五 率先躬行

幹部は熱誠以て百行の範たるべし。上正しからざれば下必ず紊る。戦陣は實行を尙ぶ。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

### 第六 責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。責任を重んずる者、是眞に戰場に於ける最大の勇者なり。

第七 死生觀

死生を貫くものは崇高なる獻身奉公の精神なり。  
生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。  
身心一切の力を盡くし、從容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。

第八 名を惜しむ

恥を知る者は強し。常に郷黨家門の面目を思ひ、愈々奮勵して其の期待に答ふべし。  
生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。

第九 質實剛健

質實以て陣中の起居を律し、剛健なる士風を作興し、旺盛なる志氣を振起すべし。

陣中の生活は簡素ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎事節約に努むべし。奢侈は勇猛の精神を蝕むものなり。

第十 清廉潔白

清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つこと能はずして物慾に捉はるる者、争てか皇國に身命を捧ぐるを得ん。  
身を持するに冷厳なれ。事に處するに公正なれ。行ひて俯仰天地

に愧ぢざるべし。

本訓 (その三)

第一 戦陣の戒

- 一、一瞬の油断、不測の大事を生ず。常に備へ嚴に警めざるべからず。
- 二、敵及住民を輕侮するを止めよ。小成に安んじて勞を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。
- 三、軍機を守るに細心なれ。謀者は常に身邊に在り。
- 四、哨務は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜

- 一、しく身を以て其の重きに任じ、嚴肅に之を服行すべし。
- 二、哨兵の身分は又深く之を尊重せざるべからず。
- 三、思想戦は、現代戦の重要な一面なり。皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破摧するのみならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。
- 四、流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信賴すべし。
- 五、敵産、敵資の保護に留意するを要す。徵發、押收、物資の燼滅等は總て規定に従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。
- 六、皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。
- 七、戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は欲情に驅られて本心を失ひ、

皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒愼し、斷じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一瞬の激情悔を後日に残すこと多し。軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

## 第二 戰陣の嗜

一、尙武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に努むべし。「毎事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

- 二、後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に勵み、常に身邊を整へて死後を清くするの嗜を肝要とす。屍を戰野に曝すは固より軍人の覺悟なり。縦ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる様豫て家人に含め置くべし。
- 三、戰陣病魔に斃るゝは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を來すが如きことあるべからず。
- 四、刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜を心とし、戰陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。
- 五、陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舎、物資の獨占の如きは愼むべし。「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄雄しく床しき皇軍の名を、異郷邊土にも永く傳へられたきもの

なり。

六、總じて武勳を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。他の榮達を嫉まず己の認められざるを恨まず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。

七、諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。

八、常に大國民たるの襟度を持し、正を踐み義を貫きて皇國の威風を世界に宣揚すべし。

國際の儀禮亦輕んずべからず。

九、萬死に一生を得て歸還の大命に浴することあらば、具に思を護國の英靈に致し、言行を慎みて國民の範となり、愈々奉公の覺悟を固くすべし。

結

以上述ぶる所は、悉く勅諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戰陣道義の實踐に資し、以て聖諭服行の完璧を期せざるべからず。

戰陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉公の至誠を擢んで、克く軍人の本分を完うして皇恩の渥きに答へ奉るべし。

陸訓第一號

本書ヲ戰陣道徳昂揚ノ資ニ供スベシ

昭和十六年一月八日

陸軍大臣 東條 英機

第一編 戰陣訓總說

## 第一節 戰陣訓示達の由來

新世紀の發足たる本年一月八日の陸軍始觀兵式の佳日に、陸軍訓令として、戰陣訓が示達された。之は皇軍將兵の戰陣道德の昂揚に資する目的の下に行はれたものたることは、訓令の文辭に由つて明らかである。

然らば皇軍の戰陣道德は衰へてゐるかといふ疑問が生ずるが決してさうではない。勿論同訓序文にも述べてあるやうに、戰陣の複雑多岐なる環境より影響を受けて、軍人行動がその本分に背くやうな事が決してないとはいへないだらう。しかし之は一部少數の者に見られる現象であつて、この爲にわざ／＼訓を出す程の必要はない筈である。戰陣訓示達の本旨は實に、勅諭を仰いでその完全なる服行を期せんが爲に、具體的行動の準據となるべき點を示さんとした所にあると思はれる。即ち彌が上にも皇軍の道義を昂揚せしめ、以てその眞價を益々發揮せしめようといふ積極的意圖の下に布達されたものと信せられる。この事は新聞の報じ

た陸相談の中にも明らかに述べられてゐる。

右の如き意圖の下に、遍く古今の武將、兵學者の家訓、掟書等を蒐集し、更に支那事變に出征せる諸將星の意見を斟酌し、陸軍總意の下に草を練ること一年有半、終に昭和の葉隠論語ともいふべき名訓は世に出たのである。

戰陣訓なる名稱については或は軍人規範とか或は道德訓、軍陣訓等と種々考案を重ねて、終に戰陣訓に決著したものとす。又その内容については幾多の碩學が意見を徵せられ、表現に於ては若干の詩文の大家の彫琢が加へられたやうである。かゝる彫心鏤骨の苦心を経て、朗々誦すべき珠玉の佳訓が陸軍始の佳日を卜して生み出されたわけである。

## 第二節 戰陣訓示達の影響

戰陣訓は既述の如く元來皇軍將兵の道義昂揚の爲に示達されたものであるが、その内容は我が國體に立脚し且皇民特に武人の傳統的美徳を骨子として作成され

てあるから、單に軍人ばかりでなく、一國民としても拳々服膺すべき要素をもつてゐる。従つて之が示達されるや、銃後國民の守るべき規範なりとて、賞讃の聲は澎湃として巷に起つた。更にこの風潮は陸相東條閣下のレコード吹込をはじめ、映畫、演劇等への脚色、上演、ラヂオの修養訓話への取材等によつて益々擴大され、今やその章句は全般的に國民に誦せられ、座右の銘となり實踐への力強き歩みを續けつゝある。教材として既に之を用ひてゐる學校もあり、小冊子として配布された工場、諸團體は殆んど教擧に違ない位である。

示達以來僅々二ヶ月にして斯くの如き感銘を國民の各層に與へた活文字は、從來會て見られなかつた所であらう。その、國民の思想風習等への具體的影響は、未だ顯著に顯現されないにしても、月を累ねるにつれて偉大なる成果を齎らすべきは疑ふべくもないと思ふ。

### 第三節 戰陣訓の構成

卷頭に示してあるやうに戰陣訓は先づ序を以てはじまり、本訓を三部に分けて詳述し、力強き結語を以て終つてゐる。中心部を形成するのはいふまでもなく本訓である。

本訓其の一は皇國、皇軍、軍紀、團結、協同、攻撃精神、必勝の信念の七項目にわけ、軍人が集團的に體得すべき徳目を、源泉より水の淀みなく流れる如く脈絡一貫整然と列擧してある。その想の展開、連關の緊密なるは流石に苦心の跡を物語つてゐることを感ずる。

本訓其の二は、一個の武人として服膺すべき要目を敬神より發して順次に孝道、敬禮舉措、戰友道、率先躬行、責任、死生觀、名を惜しむ、質實剛健、清廉潔白の各項へと説き及んでゐる。これ等の徳目は古來武士道の中核として連綿發展して來たものであり、従つて、軍人の體得すべき要道である。否、單に武人に限らず、皇國民の一人々々が心から服行しなければならぬ國民道德の精粹であるともいへる。この條項にこそ特に戰陣訓が、實踐的規範として一般國民より歡迎され

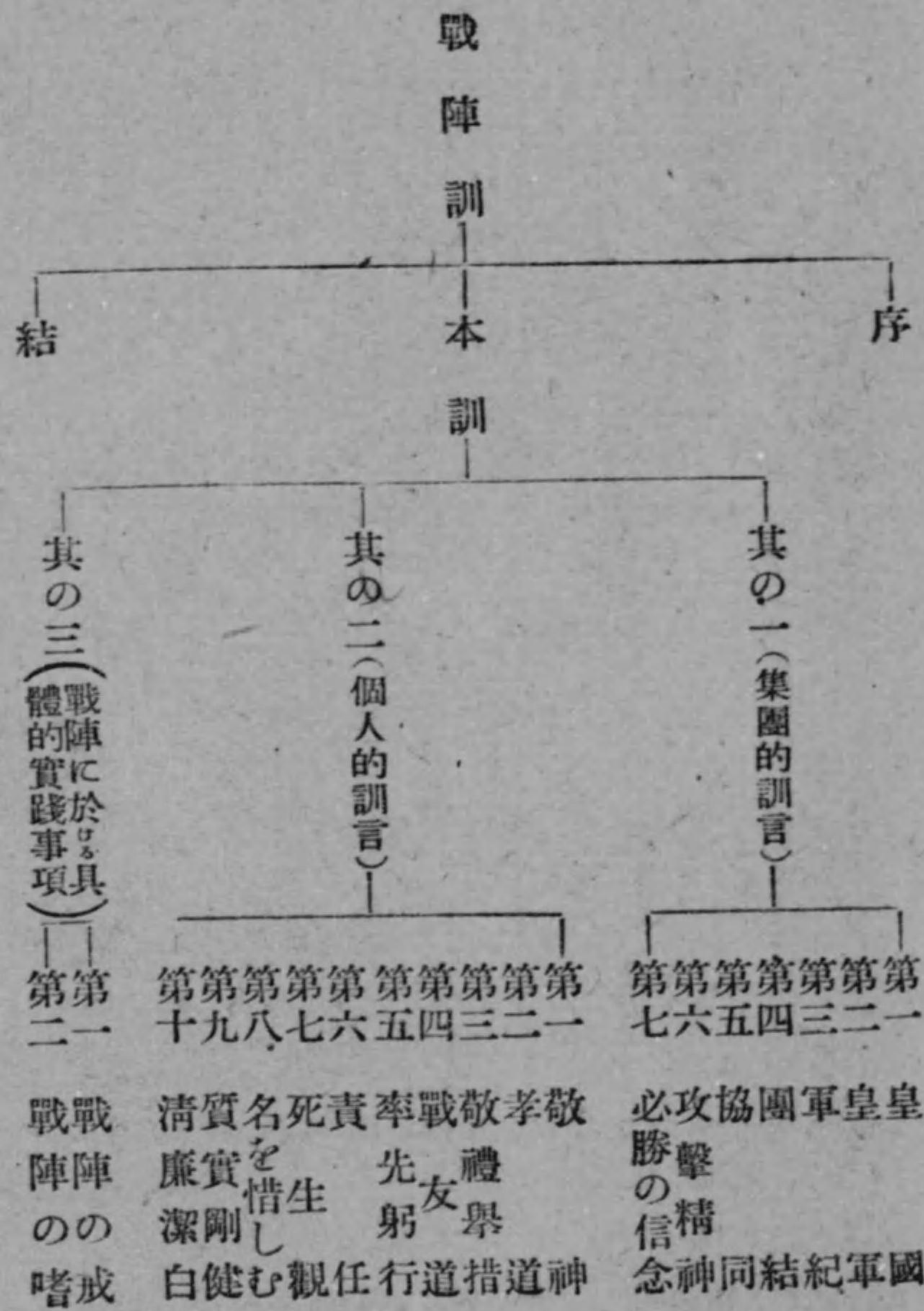


る理由が存すると思ふ。

本訓其の三は、戦陣の戒、戦陣の嗜の二項に大別し、戦陣に於ける喫緊事たる事柄を具體的に述べてある。この部に於ては、或は古武將の遺訓を引用し、或は俚諺を織り交せ、以て傳統的精神を明示し、その淵源する所の深奥なるを示さんとする意圖が充分に窺はれる。しかも國際儀禮の重んずべきを説き、或は思想戦の本質を明らかにする等、近代的戦争に對處せんとする色彩は濃厚である。この部に最も戦陣訓なる名稱に即應した具體的實踐事項が示されてゐると思ふ。

かやうにして本訓は終り、次で聖諭服行の完璧を期せんことを要求して力強き結語となつてゐるのである。

戦陣訓全體の構成は以上の如くであるが、その簡明直截にして緊約せる表現と、整然たる有機的項目の配列とは、渾然として莊重嚴肅なる一大文字塔を形成してゐるのである。まことに千古不磨の垂訓といふとも過言ではないと信ずる。参考までに戦陣訓の構成を左に表解しよう。



#### 第四節 戰陣訓の本質

「以上述ぶるところは悉く勅諭に發しまたこれに歸するものなり」と結文に明示されてゐるやうに戰陣訓の内容はすべて 軍人勅諭に歸一するものであり且新味ある如き箇條にしても古來の武士の實踐した徳目を改めて列擧したに過ぎず、特に新しいものはないと考へてよい。しかしながら仔細に點檢すれば、その底流に今次事變の發展に伴ふ皇軍の新しき理念が脈搏つてゐるのを看過出来ぬであらう。

先づ第一には仁恕の心を皇軍精神の特色とし、敵の住民を愛護すべきことを強調してゐる事である。例をあぐれば「假令峻嚴の威克く敵を屈服せしむとも服するは撃たず、従ふは慈しむの徳に缺くるあらばいまだもつて全しとはいひ難し、(中略) 皇軍の本領は恩威ならび行はれ遍く御稜威を仰がしむるに在り」(皇國の條)といひ、或は「敵及び住民を輕侮するをやめよ」(戰陣の戒一)と訓へ、更に進んでは「皇軍の本義に鑑み仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし」(同上、七)

と戒めてゐる如きはそれである。惟ふに支那事變勃發以來大陸に轉戦すること四年、皇軍將兵は東亞新秩序建設の爲、一面戦争、一面建設の重大なる責務を遂行しつゝあることから、かゝる訓言も生れたものであらう。即ち東亞の新しい建設は單なる武力のみを以てしては完成を期し得ず、仁愛の精神を發揮し支那四億の民の胸奥深く飛込んで、心から之と相睦び所謂善隣友好の實を擧ぐべき大使命をもつ皇軍であつて見れば、かゝる訓戒の課せられるは寧ろ當然といふべきであらう。茲に聖戦の本義が滲透してゐるのを感じることが出来ると思ふ。

第二に顯著なるは、皇軍の使命が區々たる戦果にあらずして、世界の大和實現に貢獻する點にあることを述べてゐることである。「常に大御心を奉じ正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するもの」即ち神武の精神を體現し以て皇國の威徳を顯揚し、皇運の扶翼に任ずることが皇軍の使命なりとし(皇軍の條)、この使命の發する所「常に大國民たるの襟度を持し、正を踐み義を貫きて皇國の威風を世界に宣揚すべし」(戰陣の嗜、八)との訓言の内容となつてゐる。又戦線の

擴大と複雑なる國際狀勢に影響されて第三國との交渉は頻繁となり、従つて「國際の儀禮亦輕んずべからず」(同上)との教誡をも生じたものであらう。「派遣軍將兵に告ぐ」なる文中の「三國人に對しては正當にして利敵行爲なき限り支那の良民と同様寛容を以て之を遇し無用の危懼を去らしむべきである。東亞再建は萬邦協和への段階であるから不當利敵のものは之を排するも正當不偏のものは斥けるべきではない」といふ言と軌を一にするものである。こゝに皇軍が文字通り八紘一字の精神を實踐にうつしつゝ、ある巨大な足跡を發見出來ると思ふ。

以上の如き精神を把握すれば、皇軍の道義宣揚の爲、將兵の人格完成を諄々と説いた戰陣訓が本質的に如何に重大なる意義をもつか十分理會出來ると信ずる。

## 第二編 戰陣訓述義

序

夫れ戦陣は、大命に基き、皇軍の神髓を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へは必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戦陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く皇軍の道義を持し、皇國の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。

惟ふに軍人精神の根本義は、畏くも軍人に賜はりたる勅諭に炳乎として明かなり。而して戦闘竝に訓練等に關し準據すべき要綱は、又典令の綱領に教示せられたり。然るに戦陣の環境たる、兎もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻るが如きことなしとせず。深く慎まざるべけんや。乃ち既往の經驗に鑑み、常に戦陣に於て勅諭を仰ぎて之が服行の完璧を期せむが爲、具體的行動の憑據を示し、以て皇軍道義の昂揚を圖

らんとす。是戦陣訓の本旨とする所なり。

【語句摘解】

○夫れ發語、一體、そもく等と譯す ○戦陣戰場と陣中とを折衷した語で、具體的内容は、本序に定義されてゐる ○大命天皇陛下の御命令 ○皇軍天皇統帥の下に、皇國の威徳を顯揚し、皇運の扶翼に任ずる我が國の軍隊をいふ。詳細は本訓其の一、第二皇軍の條參照 ○神髓中心、又は最もかなめとなる點。眞髓・心髓とも書く ○皇道天皇の歩ませ給ふ道にして即ち日本民族の歩むべき道。敬神・仁愛等はその一である ○宣布天下にひろくのべ布くこと ○御稜威神々しく尊い天皇の御威光 ○尊嚴尊く嚴そかなこと ○感銘物事に深く感じて心に刻みつけて忘れぬこと ○皇國の使命萬世一系の天皇の統治し給ふ我が國の有する使命にして、八紘一字の理想を實現し世界の大和を致す所の偉大なるつとめである ○皇軍の道義皇軍の有する道徳義理、例へば、正義・仁恕の行ひ等。皇軍に關しては本訓其の一第二參照 ○威徳威光と恩徳或は威光と徳義 ○四海に宣揚すひろく世界中にのべあらはす ○軍人精神の根本義軍人の本來有すべき精神の根本的意義。これは、本序文にも明示されてゐる如く、軍人に賜はつた勅諭中の左の五ヶ條をさす。一、軍人は忠節を盡すを本分とすへし 一、軍人は禮儀を正くすへし 一、軍人は武勇を尙ふへし 一、軍人は信義を重んずへし 一、軍人は質素を旨とすべし ○炳

乎こ||あきらかなさま。○準據じゆんきよすへき要綱ようかう||手本てほんや據り所とことしなければならぬ大切な大もと。○典令てんれいの綱領りやう||綱領りやうは大もとのつな、即ち根本となる法則であるが、これは、各兵操典、作戰要務令、軍隊内務書等の戦闘又は訓練等に關し手本となる本の巻頭に列擧されてある。○教示けうじ||教へ示す。○環境くわんぎやう||とりかこむ意。ある生物の外周にあつて、その生物に影響を及ぼすすべての事情状態等をいふ。○眼前がんぜんの事象じしやう||目の前に起る事件や現象。○大本だいほんを逸いつす||根本になる事柄をそらし、うしなふ。○本分ほんぶんに戻る||本分ほんぶんにそむく。○乃なほち||そこで。○既往きやうわうの經驗けいけんに鑑かんみ||既に去つた過去の經驗を手本として。即ち滿洲事變や、今次事變の初期に於ける經驗を基礎とし、法則としての意。○服行ふくかう||心から服して之を行ふこと。○完璧くわんぺきを期す||完全に行ふことを覺悟する。心に誓ふ。完璧は僅のない完全無缺なたま。○具體的行動ぐたいてきこうどう||抽象的でない、實際の形を具有してゐる行爲・動作。○憑據ひようきよ||よりどころ。憑はタノム。ヨルと訓む。○昂揚かうやう||昂も揚も、共にアガル或はアゲルとよむ。高くあがること。盛に昂まること。○本旨ほんし||根本的主旨。

### 【通釋】

凡そ戰陣といふものは、天皇の御命令に基き皇軍の眞の本質的努力を發し揮ひ、攻むれば必ず取り、戰へば必ず勝ち、到らぬ隅もなく皇道を宣べ布き、敵に對して、天皇の尊くも嚴そかなる御威光を仰ぎ見て深く心に留めさせる大切な場所である。それ故に、銃を把り劍を握つて戰陣に臨む者は深く皇國の有する使命を體得し、堅く皇軍の道義を保持し、皇國の威光德義を

遠方の國々にまでひろく宣べあらはすことを確く誓はなければならぬ。

よく考へて見るに、軍人精神の根本的意義は畏れ多くも明治十五年一月四日、軍人に賜はつた勅諭に明瞭に示されてゐる。さうして戦闘並に訓練等に關し據り所としなければならぬ大事な點は又典令の綱領の中に教へ示されてある。所が、戰陣の環境といふものは、動々もすると眼前の出來事や現象に心を奪はれて根本的要點をそらし、時には其の行動が軍人の本分に背くやうなことがないとはいはれない。深く慎しまないでよからうか。否よく／＼慎しまねばならぬ。

以上の理由により、過去の經驗を手本とし、常に戰陣に於て勅諭を仰いでそれを間違ひなく完全に理解し實行させんが爲に、具體的行動の據り所を示し以て皇軍の道義を盛にたかめ揚げようと思ふ。是が戰陣訓示達の根本主旨とする所である。

### 【述義】

本序文は戰陣訓示達の本旨を述べようとするのが主題であり、更に段落を附すれば次の如くなる。

### 第一節 「夫れ戰陣は……宣揚せんことを期せざるべからず」

戰陣といふ場所の重要性を闡明し、戰陣に臨む者の心得べき大綱を述べてある。

第二節

「惟ふに軍人精神の根本義は……深く慎まざるべけんや」

軍人精神の根本義を示し給へる 勅諭、戦闘・訓練の準據たるべき典令の綱領が  
戦陣の環境に支配されて充分に守られ難い事を述べてゐる。

第三節

「乃ち既往の經驗に鑑み……是戦陣訓の本旨とする所なり」

第二節の主旨をうけて戦陣訓示達の本旨に及んでゐる。

右の如く序文は論理的展開を以て、第一節より第二、第三節へと秩序整然と敘述され、戦陣訓示達の本旨を最頂點に點出して文を閉ちてゐるのである。而してその本旨は實に常に戦陣に於て 勅諭を仰ぎて之が服行の完璧を期せむが爲、具體的行動の憑據を示し、以て「皇軍道義の昂揚を圖らんとす」るにあることが明示されてゐる。之に依つて戦陣訓の内容が悉く 勅諭に發し、之に歸一されるものであり、且其の訓言が抽象的でなくすべて具體的行動の憑據を示したものであることを知り得る。従つて本戦陣訓の基礎・背景たる勅諭の御主旨、乃至は典令の綱領を完全に咀嚼しなければ、本訓の十分なる理會は不可能であるといふ事を悟るべきであらう。

〔讀方〕

本訓 其の一

第一 皇國

大日本は皇國なり。萬世一系の天皇上に在しまし、肇國の皇謨を紹繼して  
無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に遍く、聖後八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖  
孫相承け、皇國の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一體以て克く國  
運の隆昌を致せり。  
戦陣の將兵、宜しく我が國體の本義を體得し、牢固不拔の信念を堅持し、  
誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期すべし。

【語句摘解】

○大日本は皇國なり。我が日本の國は萬世一系の天皇の統治し給ふ國であるの意。その詳細なる説明は述

義の項に於て行ふ ○萬世一系ばんせいいつけいに永久に血筋の連綿として一すぢに續くこと ○肇國てんこくの皇謨くわいばに國を開きは  
じめるについで、天照大神の御神勅のまゝに、神々や、神武天皇が、御企てになつたはかりごと。述義參  
照 ○紹繼すうけいにうけつぐこと。紹も繼もツグとよむ ○無窮むきゆうに君臨くんりんすに天地と共に窮りなく永久に君主とし  
て民にお臨みになること ○聖德八紘せいとくはつこうに光被くわうくわいすに天皇の高大なる御恩徳が八方の遠い國々にまで輝き及ぶ  
こと。八紘は、四方と四隅をいふ ○忠孝勇勇ちゆうかうゆうゆうに君に忠に、親に孝に、勇氣あり、武に秀でてゐること  
○祖孫相承そそんあひうく祖先から子孫へと次々にうけついでゆくこと ○天業てんげふを翼賛よくさんし奉るに天業は、御神勅に示  
された皇室の御理想を實現してゆくべき天皇の御事業。それをおたすけ申し上げること ○君臣一體くんしんいつたいに大  
君と臣民との間に何等のわだかまりなく一つになること。具體的説明は述義に述べる ○國運こくうんの隆昌りゆうしやうを  
致すに國家の運勢を隆んにする ○國體こくたいの本義ほんぎに國體は、國家の體制、所謂國がら。國體の根本的な意義  
○體得たいとくにしっかりと心に會得する。よく辨へる ○牢固不拔らうこふふたばつにしっかりと固くして抜くことの出來ぬこと  
どんなことがあつても、固く他から動かされぬこと ○完遂くわんすいに完全に遂行する

### 【通釋】

我が大日本は皇國である。萬世一系の天皇が臣民の上にお出でになり、我が國開闢以來の大なる御はかりごとをうけつがれて永久に君主として御臨みになる。天皇の御恩は國民の一人々々に行き渡り、その宏大なる御恩徳は四方の國々にまで遍く輝き及んでゐる。臣民も亦、忠孝

勇武の美德を祖先より子孫へと次々に承けつぎ、皇國の道義を宣へひろめて天皇の御事業を補佐し奉り、天皇と臣民とが融和結合して一體となり以て立派に國運の隆昌を齎らすことが出來たのである。

戰陣にある將兵は宜しく萬國に卓越せる我が國體の根本意義を充分に會得し、牢固として抜くことの出來ぬ信念を堅く保持し是非とも皇國を守護する大なる任務を完全に遂行するやうに覺悟しなければならぬ。

### 【述義】

「大日本は皇國なり」といふ冒頭の語の何と力強いことであらう。恰も北畠親房卿がその畢生の大著たる神皇正統記の巻頭に「大日本は神國なり」と喝破したのと相通するものである。いふまでもなく我が大日本は、皇祖天照大神が、高天ヶ原の神々をはじめ伊弉諾・伊弉冉の二尊のお生み遊ばされた國土を愛護し天壤と共に無窮に彌榮えに發展せしめられる爲に皇孫瓊杵尊に神勅を下し、君臣の大義を定め、瑞穗國に降臨せしめ給うた所に肇國の大業が基礎づけられたのである。而してこの肇國の皇謨は、神武天皇に於て益々擴充され、かの建國の大詔中の「八紘を掩ひて宇となさむこと亦可からずや」の御理想のまゝに發展したことは萬人の知る所であ

らう。かくして「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と仰せられた。教育勅語の御言葉の如く悠遠なる神代の昔より、天皇の御祖宗に依り治められ、神勅の御訓へのまゝに萬世一系の天皇か無窮に我が日本に君臨し給ひ、こゝに「皇國」と稱せられる原由をなしたのである。天皇の治め給ふ國、即ち皇國こそ、世界ひろしと雖も我が國にのみ許される名稱である。

しかもこの神聖なる皇國に於ては、列聖の御恩は萬民に遍く、遠く四方の國々にまで行き互つた。遠くは三年間の租税を免じ給うた。仁徳天皇、寒夜に御衣をぬがせられて民草の辛苦を察し給うた。醍醐天皇をはじめ奉り、近くは韓國を併合され深き御仁慈に浴さしめ給うた。明治天皇、或は塗炭の苦しみにあつた滿洲族を、建國の實現の下に救済せしめ給うた。今上陛下の御聖徳をその例としてあげ得られるのである。

かゝる君徳に浴して臣民も「克ク忠ニ克ク孝ニ」勇武の徳を以て祖孫相承け、肇國以來の大君の御理想實現の大事業翼賛に眞心を捧げ奉りこゝに美はしい君民一體の實があがつたのである。之を例へば元寇の際、龜山上皇は、宸筆の御願文を伊勢神宮に献げて、「朕が身を以て國難にかへん」と御祈願遊ばされ、臣民も亦一身を鴻毛の輕きに比して奮戦力闘せしが如き、或は幕末に於て内憂外患交々到りし際、孝明天皇がいたく宸襟を惱ませ給ひ、國難打開を祈念あらせられ、

矛とりて守れものゝふ九重の

御階のさくら風そよぐなり

といふ御製をものし給ひし時幾多憂國の志士が憤然蹶起して東奔西走、死を以て難に赴けるが如き即ち是である。今上陛下御即位式の勅語に

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ臣民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト並ヒ存スヘキ所ナリ

と仰せられたのは、眞に君臣一體の實を御明示あらせたものと拜察する。

斯くの如き我が國體の精華を皇國守護の大任を有する皇軍將兵が如何にして忘却し得ようぞ。況して大命に基いて身戦陣にある者は深く國體の本義を體得し、確乎不拔の信念を堅持し、「誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期」しなければならぬ。皇國に對する強き信念こそは、逐次縷述される所の嚴正なる軍紀、鞏固なる團結、必勝の信念、任務の完遂等の根底となることをゆめ忘れてはならぬのである。



【讀方】

第二 皇 軍

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威徳を顯揚し皇運の扶翼に任ず。常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するものは神武の精神なり。武は嚴なるべし仁は遍きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ斷乎之を擊碎すべし。假令峻嚴の威克く敵を屈服せしむとも、服するは撃たず從ふは慈しむの徳に缺くるあらば、未だ以て至しとは言ひ難し。武は驕らず仁は飾らず、自ら溢るゝを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

【語句摘解】

○天皇統帥 統帥は統べ率ふる。即ち天皇自ら軍隊を統べ率ふ給ふことにして、實に皇軍統率の根本原理

である。精細な點は述義參照 ○神武 神明の如くすぐれた武徳。具體的にいへば本文中の「常に大御心を奉じ正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するもの」を指す。これ亦皇軍の武の本質を示すものである。因みに徳川時代の村井昌弘の武人訓には「文武を統ぶるものを號して神武といふ。これ經國撥亂の道なり」と説明してある ○威徳を顯揚す 顯はアラハス、アキラカにする。揚はアゲル。威光恩徳をひろく揚げ顯はすこと ○皇運の扶翼 扶も翼もたすける意。皇室の盛運をおたすけ申し上げる ○世界の大和を現す 世界全體の大なる平和を實現する ○正 正義、正道を踐むこと ○武 説文に「夫武者、定功、戰兵、故止、戈爲武」とあるやうに、元來、戈を止めて平和を齎らす意をもつが、ここでは敵を壓倒せしめる峻烈なる威力をさすと見てよい ○仁 おもひやり、仁慈の徳あること ○烈々 威武ある貌。外に、寒氣烈しきさま、高大なる様子をさす ○斷乎 きつぱりと決斷するさま ○擊碎 撃つて之を粉碎する。徹底的に打破る ○峻嚴 峻は山高くけはしいこと。嚴はいかめしい。即ち非常にきびしくはげしいこと ○本領 特質。その者の特色のある所 ○恩威ならび行はる 恩恵と威嚴とが並行して行はれる

【通釋】

我が軍は天皇によつて直接統率され、所謂「神武」の精神を實際に現はし、以て皇國の威徳を顯現發揚し、皇室の御運を補佐し奉る任務を有する。常に天皇の大御心を遵奉し、正義にし

て勇強、而も勇武にして仁恕たるの三徳を具現して立派に世界の大和を實現するものが即ち神武の精神である。

武の徳は峻嚴であれ。仁の徳は一方に過せずひろく行き互ることが肝要である。かりそめにも皇軍に抵抗する敵があつたならば烈々として威力ある武を發揮して斷乎之を撃ち碎け。然しながら假令峻嚴なる威武を發揮した結果克く敵を屈服せしめることが出来ても「服従するものは撃たずして寧ろ慈愛を施す」といふ仁の徳に缺けてゐたならば、まだ完全とはいひ得ない。故に武の發現は驕りたかぶらず、仁の行動は表面を飾らず自然と心の底から湧き溢れて來て、やむにやまれず發動するのが尊いのである。皇軍の眞の本質は、恩徳と武威とが並行して行はれ、凡ゆる國民に天皇の御威光を仰がしめる點にあるのである。

### 【述 義】

我が國の軍は 天皇統帥なる根本原理の下に、皇國の威徳を顯揚し皇運を扶翼し奉る崇高偉大なる大使命を有することは本節に示された通りである。

抑々天皇統帥とは如何なる意味であるか。これ萬世一系の 天皇が肇國の大義に則り親しく軍を統べ率ゐ給ふことであつて萬古不易の我が軍の根本義である。軍人勅諭の冒頭に

我が國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある  
と仰せられ、更に

夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ

と述べさせ給うたのは、この根本義を判然と御明示あらせられたものであり、この御精神の發する所「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」との崇嚴極りなき御諭言となつたものである。憲法第十一條の「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とは實にこの精神の成文化されたものに外ならぬ。斯くの如く 天皇の統帥の下にあつて皇國の威徳を宣揚し 皇運の扶翼に任ずる軍が皇軍てふ名稱を附せらるゝも宜なる哉といふべきであらう。然らば皇軍は如何にしてその大使命を遂行するかといふに、實に神武の精神を體現するに依るのである。

總じて軍といへば、戰に臨み敵に當るものであるから、片時も武を忘れてよい筈はない。されば武は飽くまで峻嚴でなければならぬ。しかし武の根底には勇があり、而してその勇は正義によつて益々高揚されることを没却してはならぬ。「義を見てせざるは勇なきなり」(論語)といふ有名なる語は、この聯關を期せずして道破してゐると思ふ。斯様にして武は正義を基底とすることに依り、彌々烈日の銳氣を發するに至るのであるが、しかし唯單に敵を撃碎し屈服せしめるのみでは眞の完全なる武とはいひ得ない。歸服し、從順の誠を致すものに對しては情を

かけ、慈しんでやらねばならぬ。これが實に仁の徳であり、古來我が武士道に於て顯現された所である。

以上正・武・仁の三徳が具備して始めて御稜威の下、世界の大和を實現出来るのであり、之が即ち神武である。武とは元來「戈を止める」意の會意文字であるが、皇軍に於ては、大義の下、敢然起つて戈を振ひ不正なる者を征して眞の平和を出現せしめ、然る後はじめて「戈を止める」といふ積極的意味を有すと解してこそ眞の武の意味が了解出来ると思ふ。

さて皇軍に於ける神武は、實に肇國の事實に明徴せられるのであり、神武天皇の建國の大業に顯現してゐることを忘れてはならぬ。天皇の御東征の舉は即ち、皇祖天照大神の肇國御理想實現の爲の崇高なる正に基いた聖戰であつたことは人のよく知る所である。而も、天皇は烈々たる威武を用ひてまつろはぬ兇猾や八十梟帥等を撃滅されたが、歸順された饒速日命や弟猾には厚き仁慈を垂れ給うたのである。

かくして平和は齎らされ、八紘一字の御理想はその實現の基礎を固めたのであつて、奇しくも「神武」そのもの、眞髓が、神武天皇の御創業に於て見事に顯現されてゐるのを拜し奉ることが出来るのである。

かゝる神武の精神は連綿として皇軍の傳統的本領となり、以て現代に至つてゐることはいふ

までもない。日清、日露の兩役はいふに及ばず近くは滿洲事變の如き、すべて正義の爲、敢然起つたものでないものはない。殊に今次事變の發端の如きは、歐米諸國の飽くなき搾取から友邦を救出せんとする聖なる戰ではなかつたか。今や此の聖戰の第一段階は略々達せられたりとはいへ、世界の大和を現する道は尙遼遠といはなければならぬ。さればこそ皇軍は神武の精神を體現し、

國の爲あたなす仇はくたくとも

いつくしむべき事な忘れそ

との、明治天皇の御教へを實踐して恩威を並び施し以て遍く御稜威を仰がしめその崇高偉大なる大使命の完遂に邁進しなければならぬ。

### 【讀方】

### 第三軍紀

皇軍軍紀の神髓は、畏くも大元帥陛下に對し奉る絶對隨順の崇高なる精神に存す。

上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の承行を謹嚴にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るゝなきは、是戦捷必須の要件にして、又實に治安確保の要道たり。

特に戦陣は、服従の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間に處し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として獻身服行の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

【語句摘解】

○軍紀 軍隊の命脈にして諸種の任務を有する全軍をして脈絡一貫、一定の方針に従ひ、衆心一致の行動につかじめ得るものをいふ ○大元帥陛下 軍の最高統帥者にまします天皇の御事 ○絶對隨順 我を捨て私を去りひたすら天皇に奉仕すること ○大權の承行 皇軍を統率し給ふ陛下の大なる權限(大權)の委任を御承けして實際に行ふこと。各階級の指揮官が部下を統率するのはすべて大權の承行である ○盡忠 忠義を盡くす。真心のあるだけを君に捧げつくして餘りないこと ○脈絡一貫 脈絡はすぢみち。す

ぢみちが貫きとほる意。即ち上將帥より下一兵に至るまで命令系統が立つこと ○寸毫 寸は短い長さの單位。一尺の十分の一。毫も尺度の名にして一釐の十分の一。合せて、ほんの少しの意 ○戦捷必須の條件 戦争に必ず捷つ爲に缺くことの出来ない必要な條件 ○治安確保の要道 治安を確實に保持する肝要な方法。治安は世の中(ここでは主として占領地)を治めて安寧ならしむること ○實踐の極致 實際に踐み行ふことについての至極の限度。換言すれば「最上の實踐」である ○死生困苦の間に處す 生きるか死ぬかといふやうな危険や難儀苦勞の中に身を處理する意 ○欣然として死地に投ず 欣んで死を免れられないやうな危険な境地に跳込んでゆくこと。欣然は欣ぶさま ○獻身服行 身を獻げて命令に服従しそれを實行する ○精華 精はすぐれたこと。華はうるはしい點。即ちすぐれてうるはしい點。生粹の美點。

【通釋】

皇軍の軍紀の最も中心たる點は、畏れ多くも 大元帥陛下に對し奉り、我執を捨て私を去り只管奉仕するといふけ高くも尊い精神に存する。上指揮官より下一兵に至るまで齊しく統帥の尊嚴なる理由を深く心に刻み、指揮統率する者は統帥大權の承行を慎重に且嚴重にし、被統率者は謹んで真心を以て服従しなければならぬ。君に忠義を盡くすといふ真心が結合し、命令系統が一貫し全軍が一つの命令の下に團結して少しも紊れることのないのは戦捷を博する上に缺くことの出来ぬ大切な條件であつて、一面また實に治安を保持する上に是非必要な方法である。

特に戦陣は服従の精神實踐の極致を發揮する場所である。生死も分らぬ艱難辛苦の間に身を處し命令一度下れば欣んで萬死を免れぬ危険な場所に突進し、黙々として大君の爲に身を獻げて一生懸命盡くすといふ事實を示すのは實に軍人精神の精華である。

### 【述 義】

軍紀とは軍隊の命脈にして絶対服従を要素とし上將帥より下一兵に至るまで脈絡一貫せる統帥系統に基き、全軍一令の下に寸毫紊るゝ無く衆心一致の活動をなさしめる大綱である。歩兵操典綱領第四に

軍紀ハ軍隊ノ命脈ナリ戰場到ル處境遇ヲ異ニシ且諸種ノ任務ヲ有スル全軍ヲシテ上將帥ヨリ下一兵ニ至ルマデ脈絡一貫克ク一定ノ方針ニ從ヒ衆心一致ノ行動ニ就カシメ得ルモノ即チ軍紀ニシテ其ノ弛張ハ實ニ軍ノ運命ヲ左右スルモノナリ

とあるは最も簡明直截に軍紀の本質を述べたものである。

凡そ軍紀の要素は那邊にあるかといふに、一は統率の神聖なるにあり、一は服従の絶対性にある。既に前節に述べた如く、皇軍は 天皇の御親率の下にあるといふことが根本原理であり、従つて皇軍の統率指揮は悉く統帥大權の直接又は間接の發動に基き 天皇の御親裁に依り行使

されることはいふまでもない。假令御委任に基き各統帥機關がその司々を承行する場合に於てもその大本は 天皇の統帥大權に歸するものにして統率の神聖さに於て毫もかはりはないのである。畏くも 軍人勅諭に

下級の者は上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ

と仰せられたのは實に統帥の尊嚴なる所以を御明示遊ばされたものと拜察し奉るのである。こゝに「上は大權の承行を謹嚴にし下は謹んで服従の至誠を致す」べき訓言の原據が存すると思ふ

次に服従に就て考察するに、之は外國の軍紀觀に於ける如き法律的色彩濃厚なる權利義務の觀念の上に立脚したものでなく實に將兵の衷心より發する絶対服従である。

蓋し我が軍紀はその源を天皇統率の大權に發し而も股肱たるの親任を辱うして、皇基を恢弘し國威を宣揚せんとする皇軍の大使命を實現せしめんとする將兵の至情を根底とする故に、何等強制の影はなく唯大命のまゝに誠心君國に盡くさんとする崇高なる心があるのみである。本節の劈頭「皇軍軍紀の神髓は畏くも大元帥陛下に對し奉る絶対隨順の崇高なる精神に存す」と述べられたのは即ち這般の本義を闡明されたものであり、此處にこそ至嚴にして理想的なる軍紀の確立せられる素因が存するのだ。

さて以上の如く統率の神聖性と服従の絶対性とを不可缺の要素とする我が軍紀が過去幾度かの戦役に於て、如何に卓抜なる勝利を齎らしたかは詳説の必要がないのであらう。滿洲事變或は日支事變に於ける民心の把握・治安の維持に卓效を奏したのも軍紀を措いて外にはない。實に軍紀の嚴正こそ「戦捷必須の要件」であり「治安確保の要道」である。聖戦は未だ完遂しない。否これから幾年或は幾十年の日子を費すか分らぬ。東亞の共榮圈を確立し八紘一字の大理想を實現すべく戦陣にあるものは、皇軍軍紀の神髓を理會し、その體現に邁進すべきである。その方途は「死生困苦の間に處し、命令一下欣然として死地に投じ黙々として献身服行の實を擧ぐる」こと以外にない。これ即ち 勅諭に示された軍人精神の眞骨髄なのである。

【讀方】

第四 團 結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渾き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、舉軍一心一體の實を致さざるべからず。

軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし。上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲己を没するの覺悟なかるべからず。

【語句摘解】

○大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。頭首はあたま。身體の最も重大な部分で無くてはならぬ中樞をなしてゐる。大元帥陛下を軍のおかしらと仰ぎ奉ることは述義に述べるやうに勅諭に明示されてゐる。○渾き聖慮。渾は、てあつこと。聖慮は天皇の御思慮。即ち優渥なるお思召の意。之は勅諭の「朕は汝等軍人の大元帥なるそ云々」の御言葉をさし奉る。○舉軍。軍をあげて、即ち全軍の意。○統率の本義。軍隊を統べ率ゐるについての根本の意義。詳細は軍紀の條の述義を参照されたい。○鞏固。鞏はカタシと訓じ、しつかりしたること。即ちしつかりして固いこと。○和氣藹々。なごやかな心の溶け合つた氣分が盛に充ち溢れてゐる意。藹々は①草木の繁茂せる貌、②盛多のさま、等の意味を有するが、ここでは②をとる。○意圖。意はココロ、圖はハカルと訓み計畫すること。又はハカリゴト、意圖はかうしようとして計畫してゐる。

る事柄をいふ。考へ ○誠心を他の腹中に入る。ま心を以て他人を信頼すること。誠心は至誠の心、虚偽なきまことの心である ○全體のため己を没す。全體を生かす爲に、部分である自己の慾望、執着等をすつかり無くすること。所謂「獻身奉公」「滅私奉公」は之である。

### 【通釋】

皇軍は畏れ多くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉るのである。この優渥なる御思召を心中深く刻み、天皇に忠義を盡くす至上の眞心を中心として和合し、全軍が一心一體となつて團結する事實を現出せしめなければならぬ。軍隊は統率の眞義に規範をとり、隊長を中心として強く固くして而も和氣藹々たる團結を充分につくれ。上幹部より下一兵に至るまで各々其の本分を嚴重に守り、常に隊長の意圖に従つて行動し誠心を以て他人を信頼し、生死や利害を眼中に置かず、只管全體の爲に自己のすべてを無くして盡くすといふ覺悟がなければならぬ。

### 【述義】

團結は軍紀によつて齎らされる軍の一心一體搖ぎなき結合の姿であるといへよう。これ實に朕は汝等軍人の大元帥なるをされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親しみは特に深かるべき。

と仰せられた 勅諭の優渥なる聖慮に淵源してゐる。かゝる有難い大御心を仰いで軍人たるもの誰か感奮興起し以て忠誠の至情に燃えないものがあらうか。この人情の琴線に觸れて盛り上り来る忠誠の至情が結合して和合となり全軍が一致團結するのである。本節の前段は實にこの境地への導入を指示されたものであると思ふ。

凡そ私の精神は如何なる集團生活に於ても不可缺の要素であつて、聖徳太子の憲法十七條に和を以て貴しとなし忤ふることなきを宗と爲す。人皆黨有り、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はずして乍隣里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて事を論はむに諧ひぬるときには則ち道理自らに通ず。何事か成らざらむ。

と示し給うたのは、げに「和の用」を説かせられたものであり、孟子に天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず。

と述べたのも同じ精神である。集團生活の典型である軍隊に於て、隊長を核心とする鞏固にして藹々たる和氣がその團結の基礎となることは自ら明らかであらう。各兵操典綱領第十に指揮官ハ軍隊指揮ノ中樞ニシテ又團結ノ核心ナリと述べられ、軍隊内務書綱領九に、

上官ハ居常修養ニ勉メ研鑽ヲ累ネ公私ノ別ヲ明ニシテ公明事ニ從ヒ法規ヲ嚴守スルノ間尙部

下ヲ遇スルニ骨肉ノ情ヲ以テシ部下ヲシテ上官ハ眞ニ己ノ擁護者タルノ念ヲ懷カシムヘシ斯ハ如クシテ上下相倚リ意思疎通シ部下ノ信賴期セズシテ一身ニ集リ死生ノ間尙克ク部下景仰ノ中心タルヲ得ルモノトス  
と示されてあるのは骨肉の情を媒介とする和が如何に團結を固くし、献身奉公の美果を結ぶかを知るに足ると思ふ。勅諭に

上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とするときは格別なれとも其の外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ  
と御垂訓あらせられたのも這般の御精神の御發露であると恐察する。

以上の説明を背景にしてはじめて「軍隊は統率の本義に則り隊長を核心とし鞏固にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし」との眞義を把握することが出来ると思ふ。この理解の下に「上下各其の分を嚴守し常に隊長の意圖に従ひ誠心を他の腹中に置き生死利害を超越して全體のため己を没するの覺悟」を持たなければならぬ。

【讀方】

第五 協 同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戦捷の爲欣然として没我協力の精神を發揮すべし。  
各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信じ相援け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心相携へて目的達成の爲力闘せざるべからず。

【語句摘解】

- 諸兵 〓 各々の任務をもつ諸々の兵。歩兵、砲兵等をさす
- 邁進 〓 勇氣を出してまっしぐらに進む。多く勇往邁進と熟す
- 没我協力 〓 自分のすべてを捨て去つて全體の爲に、他と力をあはせること
- 苦難に就く 〓 難儀苦勞に身を挺して突進する
- 戮力協心 〓 戮も協もアハセル。即ち心と力とをあはせる、肉體的にも精神的にも一致すること
- 相携へて 〓 一緒に手を取り合つて、協力して
- 達成 〓 なしとげる
- 力闘 〓 努力奮闘。

【通釋】



諸兵種の者はすべて心を一つにして、己の任務に向つてまつしぐらに進むと共に、軍の全部が戦捷の爲に欣然として我を捨て全體の爲に力を協せるといふ精神を發揮せよ。各部隊は互にその任務を重んじ名譽を尊び相互に援け合ひ、自分から進んで辛苦艱難に當り、心力をあはせ共同して目的達成の爲に全力をあげて戦闘しなければならぬ。

### 【述 義】

軍隊の團結が横に擴充されて諸兵の協同一致となる。これは戦闘の目的を達成する上に極めて重要な素因である。殊に精到周密なる作戰の下、猛威を振ふ新銳武器の交錯する實に凄烈極まる戦闘を展開する近代戦に於て各兵の協力がなかつたならその結果は如何であらうか。戦闘力は分散して、砲撃も爆撃も果敢なる突撃も致命的損害を與へ得ないことは火を賭るよりも明らかな事である。各兵が緊密な連絡をとり協同して行動してこそはじめて赫々たる戦果を得られるのである。今次事變に於て、敵前上陸に於ける陸海軍の緊密なる協力、或は、クリークに人柱となつて、はしごを肩にし、歩兵の進撃をたすけた工兵の勇敢無比の協力、或は陣地占領に於ける飛行機の爆撃による協力等、うるはしい協同の實は、高度に發揮されたのである。協同の如何に大事なものなるかは推して知るべきであらう。歩兵操典綱領第七にも

協同一致ハ戦闘ノ目的ヲ達スル爲極メテ重要ナリ兵種ヲ論セス上下ヲ問ハズ戮力協心全軍一體ノ實ヲ擧ゲ始メテ戦闘ノ成果ヲ期シ得ベク全般ノ情勢ヲ考察シ各々其ノ職責ヲ重ンジ一意任務ノ遂行ニ努力スルハ即チ協同一致ノ趣旨ニ合スルモノナリ(下略)

と述べて、協同一致の重要性和その本質とを明らかにしてある。又作戰要務令の第十八、第十九、第三十八、第四十等、協同に對する要道を説いたものとして参照すべきであらう。

### 【讀 方】

#### 第六 攻 擊 精 神

凡そ戦闘は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。

攻撃に方りては果斷積極先を制し、剛毅不屈、敵を粉碎せずんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の銳氣を包藏し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は斷々乎として飽く迄も徹底的なるべし。

勇往邁進百事懼れず、沈著大膽難局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆ

る障碍を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

【語句摘解】

- 勇猛果敢ゆうめいこくかん 勇敢にして猛々しく思ひ切りのよいこと
- 果斷積極くわだんせききよく 果斷はよく物事を決斷して行ふこと。積極は消極に對する語にして、進んで物事を行ふこと
- 機先を制すきせんをせいす 相手に先んじて行動しその計畫を抑へること
- 剛毅不屈かうぎふく 剛も毅もツヨシと訓む。意志強固にして物事に屈しないこと
- 攻勢の銳氣こうせいのかい を包藏す 機を見て攻勢に轉ずる銳い志氣を内部に藏めもつ
- 主動の地位しゅどうのちゐ 受動的でなく、積極的に戦局を指導するやうに行動する立場
- 敵に委す 敵の手に委ねる。敵に占領される
- 沈着大膽ちんちやくたいだん 落着いて物事に動ぜず、膽力の大なること。沈着と大膽とは有機的關係にあり、大膽によつて沈着になれるのである
- 難局に處す 打破の困難なる局面に對處する
- 堅忍不拔けんじんふたばつ 意思堅固にして忍耐強く、途中で挫折しないこと
- 障碍しやうがい さまたげ。さはり。障害・障礙とも書く
- 獲得くわくとく 共にウル、手に入れる。わがものとする。

【通釋】

總じて戦闘は勇猛果敢に行ひ、常に攻撃精神を以てやり通せ。攻撃に當つては思ひ切りよく積極的に戦闘し敵の出鼻を挫き剛毅にして如何なる困難にも屈

せず、敵を木葉微塵に撃破するまでは斷じてやめてはならぬ。防禦に於ても亦機を見て攻勢に轉ずる銳い氣魄を内に藏し必ず主動的地位を確實に維持せよ。陣地は假令死ぬとも固守して決して敵の手に渡すな。追撃は斷乎たる決意の下に行ひ飽くまで徹底的であれ。勇往邁進して如何なる事にもびくつかず、沈着大膽なる態度で、打開困難なる局面に身を處し堅忍不拔の精神を以て辛苦艱難を克服し、凡ゆる邪魔物を除去し破碎し去つて脇目もふらず勝利の獲得に邁進せよ。

【述義】

夫れ戦闘は軍の主とせる所にして、百事皆之を以て基準とし敵を壓倒殲滅して迅速に戦捷を獲得すべきことは各兵操典綱領の第一に示された所である。かゝるが故に戦闘は勇猛果敢に行はねばならぬ。而してこの戦闘の推進力ともなるものが攻撃精神なのである。攻撃精神は實に忠君愛國の至誠より發する軍人精神の精華であり、鞏固なる軍隊志氣の表徴である。この精神に富んだ軍隊は、克く寡を以て衆を破ることが出来るほどの偉力を戦闘に與へる。その實例は遠く二千の兵を以て果斷積極よく五萬の今川勢を粉碎した桶狭間の戦に於ける信長の勝利に見るべく、近くは數十萬の露軍を撃破し長驅北滿に之を急追した奉天大會戦の戦捷に見ることが出来る。今次事變に至つてはその實例枚擧に遑がない位である。これ等の例によつても「攻撃

に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈敵を粉碎せしむばやまさるべし」の秋霜烈日の如き峻言が耳に徹するを覚えるであらう。

次に攻撃精神は、單に攻勢の場合のみでなく防禦に際しても、必須的なることを忘れてはならぬ。この教示は歩兵操典、或は作戰要務令等に見出される。即ち

戦闘間中隊長ハ常ニ戰況ノ推移ニ注意シ適時火力ヲ指導シ特ニ敵ノ重要部ニ對シ火力急襲ヲ行ヒ之ヲ擊滅シ或ハ一時豫備隊ノ火力ヲ以テ第一線ヲ支援スル等主動的ニ戰鬥ヲ指導ス  
(歩兵操典中隊教練第二款防禦第二百五)

とあり、又

師團長ハ縦ヒ攻勢ヲ企圖シアラザル場合ニ於テモ常ニ當面ノ狀況ヲ精細ニ觀察シ敵ノ攻撃頓挫シタルトキ或ハ敵過失ヲ犯シタルトキ或ハ我が第一線部隊ノ逆襲成果ヲ有利ニ擴張シ得ルトキ等好機ヲ發見セバ主力ヲ擧ゲテ攻撃ヲ決行スベシ(中略)(作戰要務令第二百三)

等とある。「防禦また克く攻勢の銳氣を包藏し必ず主動の地位を確保せよ」の言葉は正にこの引例により明瞭に理解されると思ふ。かく旺盛なる攻撃防禦の精魂を竭しても尙且陣地の危險に瀕する場合がないとはいへぬ。しかしこの場合は「死すとも敵に委する勿れ」の一語に盡きる。日露戰役中かの橋中佐が首山堡附近の高地を、度々敵の逆襲を擊退して死守されたことは人口

に膾炙されてゐるが、これこそ攻撃精神の權化と稱すべきであらう。

次に追撃について考察しよう。一體戰勝の効果を完全ならしめる途は猛烈果敢なる追撃を措いて他にないのである。戦闘後は勝者の疲勞固より大であるが、敗者は體力、氣力共に疲憊殆ど極度に達する。故に勝者は部隊の損傷整頓等に拘束せられること無く、一意追撃を敢行すべきことが要求されるのである。然し戰勝後に於ける各部隊の状態は動もすればこの追撃を躊躇する傾向に陥り易い。故に「追撃は斷々乎として飽くまで徹底的なるべし」との凜然たる訓言が發せられたものであらう。作戰要務令中の

(上略) 然レドモ戰勝後ニ於ケル各部隊ノ状態ハ動モスレバ眼前ノ成功ニ満足シ果敢チル追撃ヲ躊躇シ遂ニ功ヲ一篋ニ虧クノ弊ニ陥リ易シ故ニ各級指揮官ハ極メテ鞏固ナル意志ヲ以テ追撃ヲ斷行スベシ(下略)(第二百十一)

をもよく参照すべきであらう。

總じて攻撃・防禦・追撃を通じて要求される要目は百事懼れざる勇往邁進の精神と、難局に處するに足る沈着大膽さと、困苦缺乏を克服すべき堅忍不拔とである。この三者は武人の徳操として必須なる所謂攻撃精神のあらはれであるが、これ等の精神が鞏固なる團結の軍隊に於て具備されたならば、戰捷の獲得の易々たることは論を俟たないであらう。

第七 必勝の信念

信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者常に克く勝者たり。

必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝膽を碎き、必ず敵に勝つの實力を涵養すべし。

勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずば斷じて已むべからず。

【語句摘解】

- 必勝の信念ひつしょうしんねん 必かならず勝つといふ信念
- 信は力なりしんちから 信念をもつことはやがて物事を成し遂げる力を生ずる原動力である
- 毅然きぜん 断つてよくしてたけきさま
- 千磨必死せんまひつしの訓練くんれん 生命を賭し、磨きに磨きをかけた訓練
- 須すべしく……すべし 是非とも……しなければならぬ
- 寸暇すんかを惜しむ 一寸した暇を惜しんで無駄にしない
- 肝膽かんたんを碎く 肝も膽もキモ轉じてココロ、眞心を盡くして行ふ。非常に苦心する
- 涵養かんやう

木に水を與へて育て養ふ。單に養ふ

○隆替りゅうたひ 隆盛と衰頽。替はスダル。盛になること、衰へること

○傳統でんじゆう ①系統をうけつぐこと。②傳へられた精神や力。こゝは②の意

【通釋】

自信をもつことは偉大なる力を發揮する基である。自己の力を確信し、くよくよせず毅然として戦ふものが常に勝利者となるのだ。

必勝の信念は、必死の覺悟で幾百回幾千回となく行ふ精熟せる訓練によつて生ずる。是非とも寸暇を惜しみ、苦心努力して必ず敵に勝つに足る實力を涵養せよ。

戦争に勝つか負けるかは、皇國が隆昌に趨くか、衰頽の途を辿るかに關係する。輝かしい皇軍勝利の歴史に鑑み、戦へば必ず歸つといふ祖先以來の傳統に對し、之を汚さぬ爲の自己の責務を心中深く銘刻して忘れず、勝利を得るまでは斷じて戈を收めず猛進しなければならぬ。

【述義】

戦争に於ける勝敗は皇國の隆昌に至大の影響を及ぼす。皇軍がその使命を遂行し、皇國を隆盛に趨かしめる爲には必ず勝たなければならぬ。これまで述べ來つた軍紀も、團結、協同、攻撃

精神も、すべて勝利の獲得に要する基礎条件である。これ等によつて構成されたものを畫龍とすれば、必勝の信念は實に之に點睛するものといつても過言ではないと思ふ。必勝の信念こそは戦捷必須の原動力にして、之無くしては如何に精銳なる軍隊と雖も常に勝者たるを得るとは斷言出来ぬのである。今次歐洲大戰に於て、佛軍の鐵桶と頼んだマチノ要塞線を脆くも突破されて、一路潰亂の途を辿つたのは老獪英國の爲にひきすられ、必勝の信念も無く半ば漠然と宣戦したからではなかつたか。之に對し友邦獨逸が破竹の勢を以て近國を席捲し、宿敵英國を累卵の危きに追ひ込みつゝあるのは、勿論優秀なる新銳武器の力も與つてはゐるが、二十有餘年來培はれた復興の熱意と、鐵の如き必勝の信念とが原動力となつてゐる事を否む者はないであらう。我が國が過去に於て、清國、露國等の大國を向ふにまはして、寡兵克く之を屈服せしめたのも、御稜威の下、正義に基く必勝の信念が燃えてゐた故であると申しても過言ではないであらう。然らばこの必勝の信念は如何なる過程によつて啓培されるか。これに關しては、各兵操典綱領にも示された如く、第一に皇軍の光輝ある歴史に根源する。即ち百戰百勝、如何なる大敵に對しても之を撃滅して赫々たる勝利を獲得したといふ過去の歴史的事實が、「必ず勝つぞ」といふ信念を興へるのである。第二に周到なる必死の訓練によつて培養される。練磨の結果、實力を堆積してこそ必勝の信念が湧き出ることには言を俟たない。

第三には卓越せる指揮統率によつて充實されるのである。

これ等の要素を背景として「光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の業務を銘肝」するの必要を知り「寸暇を惜しみ肝膽を碎き必ず敵に勝つゝの實力を涵養」せよとの訓言に副ふことが出来るのである。

赫々タル傳統ヲ有スル國軍ハ愈々忠君愛國ノ精神ヲ砥礪シ益々訓練ノ精熟ヲ重ネ戰鬥慘烈ノ極所ニ至ルモ上下相倚シ毅然トシテ必勝ノ確信ヲ持セザルベカラズ（歩兵操典綱領第三）の教へと共に「勝たずば斷じて已むべからず」との旺盛なる志氣を以て戰鬥に當らなければならぬ。

### 【讀方】

## 本訓 其の二

### 第一 敬神

神靈上に在りて照覽し給ふ。

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

【語句摘解】

○神靈しんれい 神の御靈。この中には皇祖皇宗の御靈は勿論古來日本民族の信仰の対象であつた神々、或は護國の花と散つた靖國の神靈等を含むと考へてよい。○照覽せうらん ①照らし覽る。②神佛のみそなはすこと。こゝでは②の意がよい。○神明しんめいの加護かご 神様の與へ給ふ守護。神明は神と同義。

【通釋】

靈妙なる力を有し給ふ神々の御靈が天に存在して我々日本人の行爲を洩れなく御覽になつてゐる。故に我々は精神を正しくし身の行ひを立派に修養し、厚篤なるまごころを以て神を敬ひ、常に忠孝の道を行はんことを心中に深く念願し、身を顧みて在天の神の加護に對し恥しいことのないやうに努めよ。

【述義】

敬神思想は古來我が皇道の中樞ともいふべきものにして、肇國の太古より歴史を一貫した柄

乎たる事實である。

昔、神武天皇國土經營の大業を完成された後、詔を下し賜はり

我が皇祖の靈天より降鑒りて朕が躬を光助けたまへり。諸の虜已に平ぎ海内無事なり。天神を郊祀りて以て大孝を申すべきなり。

と仰せられ、鳥見山に靈時むつみのときをたて、厚く報本反始の誠を致されたことは日本書紀に明らかな所である。かく神靈の存在を信じその加護を祈り或は報賽の誠を捧げ給はんとする叡慮は歴代天皇の詔勅に指摘される。明治時代に至つても、或は「……誓ツテ國威ヲ海外ニ擴張シ祖宗神靈ニ對ント欲ス」(徳川幕府親征の勅語)とか、或は「朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ祖宗ノ神靈ニ對フルヲ得ルヲ懌ブ」(日本海々戰大捷ニ付キ東郷平八郎ニ下シ給ヘル勅語)等の實證を拜見するのである。殊には軍人勅諭の

朕が國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまゐらす事を得るも得さるも汝等軍人が其職を盡すと盡ささるとに由るそかし

といふ御言葉の中にも之を拜し得られるのである。かゝる神靈の存在は皇室に於てのみでなく臣民の間にも不拔の信仰として廣く根を下してゐた。承久の亂の際、泰時が八幡菩薩の御前に祈つて「此度の上洛、理に負かば忽ちに泰時が命を召されて後世を助け給ふべし。若し天下の助となりて人民を安んじ神佛を興し奉るべきならば哀憐を垂れ給へ。冥慮定めて照覽あらん

か云々」(明恵上人傳)といつた事、或は那須與一が扇の的を射る時「南無八幡大菩薩別しては我が國の神明、日光權現、宇都の宮、那須の温泉大明神、願はくはあの扇の眞中射させてたばせ給へ云々」(平家物語)と祈つたことは有名な事柄であるが、これ即ち神の存在を信じその冥助を得んとする念願の發露に外ならない。斯様に八幡大菩薩は武士の祈願の對象として彼等の口に親しまれ「神々も照覽あれ」といふ語は自己の清廉潔白を證する誓の言葉としてよく用ひられた事は人の知る所であらう。

この精神は明治維新以後は軍人の間に承繼されてゐると思はれる。古今の名將東郷元帥は敬神の念頗る強く、天は正義に與し神は至誠に感ず、との標語を掲げて居られたといふ。されば有名な日本海々戰の報告には「天佑ト神助ニ由リ」といふ敬虔な句を以て始まり、「特ニ我方軍ノ損失死傷ノ僅少ナリシハ歷代神靈ノ加護ニ由ルモノト信仰スルノ外無ク云々」の語も見えるのである。

以上の如く敬神の思想は民族的信念として深く滲透してゐるが、殊に死生の間に出入する武夫の間に深刻なるは注意すべきであらう。これ一に我が國が神國であり、武人の徳操の中核たる忠孝も廉潔も公正も、靈妙なる神靈に對するにより一層深く、より具體的に體得し得るからであり、死生を超越する捷徑であるに由るものと思はれる。戰場に於ける最大の勇者は實に神佛に對して信仰をもつた人であるといはれるのは、道理ある事である。かく考へて本訓に接すればその敬虔にして森嚴なる内容に打たれるであらう。

【讀方】

第二 孝道

忠孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。  
戰陣深く父母の志を體して、克く盡忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顯彰せんことを期すべし。

【語句摘解】

○忠孝一本 親は我が子が一死君恩に報ずることを希つてゐる。又我々の祖先もさうであつた。されば、子が盡忠の誠を捧げるのは親に對しては勿論、祖先の意思に適ひ、孝の徳となる。こゝに忠義が孝行と根本を一にする原理がある。○精粹 精はすぐれたること。粹は純粹にしてまじりけなきこと。即ち最も中

心となるすぐれた點 ○忠誠の士ちゆうしんせい 純忠至誠の立派な人物 ○純情じゆんじやうの孝子かうし 純粹なまごころをもつた親孝行者。純情とは、利害觀念を離れた純粹な感情 ○盡忠じんちゆうの大義たいぎ 至誠を盡くして大君に身を捧げるといふ臣民としてなすべき大なる道 ○祖先そせんの遺風いふうを顯彰けんしやうす 祖先の遺せる美風をひろくあらはし、明らかにする

### 【通釋】

忠と孝とが一致する事實は、我が皇國に於ける道義の最も純粹にしてすぐれたる點であつて、眞に心から忠義を盡くすことの出来る立派な人物は一面また必ず純情の孝子である。故に戰場にあつては深く父母の志を體得してよく私心を去つて忠義を盡くすといふ大なる道義に徹底し、以て祖先より遺されたる美風を彰らかにあらはすことを強く心掛けねばならぬ。

### 【述義】

孝道は東洋道德の特色にして、支那に於ても「孝は百行のもとなり」といひ、又印度に於ても四恩の中に父母の恩を入れて孝行を説いてゐる。しかしそれは國家全體に連關する何等の要素もない所の、いはゞ個人的なものである。之に反し我が國の孝は人倫自然の關係を更に高めて、よく國體に合致するところに眞の特色が存する。

抑、我が國は一大家族國家であつて 皇室は臣民の宗家に當らせ給ふ 臣民は祖先に對する敬慕の情を以てこの宗家たる 皇室をあがめ奉り 天皇は臣民を赤子としていつくしみ給ふのである。所謂「義は君臣にして情は父子」なる美しい姿が現出するのである。即ち公おほやとしての君臣の關係が義によつて結ばれるが、それが更に進んで父子と等しき情によつて結合されるのである。茲に親に盡す誠即ち孝と、君に捧げる誠即ち忠とが、その根底を一にする道理が存する。藤田東湖の、

人道は人倫より大なるは無く、君父より重きは無し。然れば即ち忠孝は名義の根本、臣子の  
大節なり。而して忠と孝とは道を異にするも歸を同じくす。父に於て孝といひ君に於て忠と  
いふも我が誠を盡す所以は即ち一なり (弘道館記述義)

は即ちこの誠を根底とする所に忠孝の一本を認めたのである。更にこの道理を國體に即して端的に道破したのが吉田松陰の士規七則中の二であらう。曰く、

人君民を養ひ以て祖業を續ぐ、臣民君に忠に以て父の志を繼ぐ、君臣一體忠孝一致は唯吾國のみ然りとなす

と。げにこの言の如く、「我等の祖先は歴代天皇の天業恢弘を翼賛し奉つたのであるから我等が天皇に忠節の誠を致すことは、即ち祖先の遺風を顯はすものであつて、これ、やがて父祖に



孝なる所以である。我が國に於ては忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。國體に基づく忠孝一本の道理がこゝに美しく輝いてゐる。」（國體の本義）といふべきであらう。幕末の志士佐久良東雄が

すめろぎにつかへまつれと我を生みし

我が垂乳根は尊くありけり

の歌は孝が忠に高められて始めて眞の孝となることを示すものである。

楠正行が櫻井驛に於て父正成より受けた庭訓をよく守り、成人の曉に賊軍と幾度か戦ひ、終に「汝を以て股肱とす」（太平記）と仰せられた。後村上天皇の御信倚に對へ奉つて四條畷の櫻と散つたのは、この忠孝一本の道義を文字通り實踐したものである。彼の忠誠にして且純情なる孝心を思ふとき「忠誠の士はまたかならず純情の孝子なり」といふ言葉の千古不滅の眞理を道破せる名言なるを覺えるではないか。

戰陣にある將兵は絶えず死に直面してゐる。この時こそ君の御楯となることを喜びとする父母の志を體し、盡忠の大義に徹底することが忠孝兩全の眞の日本人たることを辨へなければならぬ。軍神と稱せられるかの杉本中佐が「孝たらんとせば大義に透徹せよ」との遺言はまことに這般の眞理を穿つたものといへよう。

【讀方】

第三 敬禮舉措

敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戰陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず。

禮節の精神内に充溢し、舉措謹嚴にして端正なるは強き武人たるの證左なり。

【語句摘解】

- 敬禮 〓 つつしみ敬ふ。うや／＼しく禮をすること。こゝでは勿論軍隊に於ける敬禮のことである。○舉措 〓 舉はアゲル、措はオク、坐作進退の舉動措置、たちゐるまひ。○至純なる服従心の發露 〓 この上なく純粹な服従心が外部に發しあらはれたもの。○禮節 〓 禮儀、節度、節は竹のフシできまりあるをいふ。
- 充溢 〓 充ち溢れる。○謹嚴 〓 つつしみて嚴かなこと。○端正 〓 かたちすがたが整つてゐて正しい。きちんとしてゐること。○證左 〓 證據に同じ。左は事の起つたとき左右から見ても證とする意をもつ。

### 【通釋】

敬禮は至純なる服従心が外に發し露はれたものであつて、一面又上級者と下級者との心がびつたり一致した姿を現はすものである。

戰陣にあつては平素より一層嚴格にして正確な敬禮を行はなければならぬ。禮節の精神が心中に充ち溢れ、外に表れた立居振舞が謹嚴にして端正なのは、道義を辨へた軍人精神の鞏固な武人たる證據である。

### 【述義】

軍人勅諭の禮儀の箇條に

凡軍人は上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任の者に服従すへきものそ（中略）己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへしと仰せられてある。これによつても拜察されるやうに、敬禮は至純なる服従心の發露であり、上下の分を明らかにし、相互の親和を來たす須要の道である。

元來禮儀といふものは心の敬を主とし、上官が謹んで御委任による統帥權の一部を行使する

所に基くのである。しかし他面、上級者が下級者に對し些も輕侮驕傲の振舞なく慈愛を專一と心がけ所謂骨肉の情を以て之を遇するに依ることも看過出來ない。上官のかゝる至情に對し、部下が感激し單に外形的のみでなく、衷心より之を敬して茲に敬上惠下の美風を生じ、形而下の敬禮舉措も嚴正にして恭敬の風があらはれるわけである。かくなつてこそ軍紀は嚴正に維持され、團結は鞏固となり上下一致して君國に盡忠の至誠を致すことが出来るのである。

戰陣に於ては環境上動もすると敬禮は嚴正を缺き、態度動作に謹嚴、端正の趣を減する傾向があるといはれる。しかし戰陣こそ「服従の精神實踐の極致を發揮すべき處」（軍紀ノ條）であつて見れば、敬禮を等閑に附していゝ筈のものではない。孔子が論語の中に「勇にして禮無ければ則ち亂る」と述べてゐるやうに、烈々たる威武に趨るのあまり禮儀に戻ることがあつては軍紀も團結も弛緩し、紊亂に陥るであらう。かくなつては序文中の「戰陣の環境たる兎もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し特にその行動軍人の本分に戻るがごときことなしとせず」に合致し、感心しない。「戰陣の間とくに嚴正なる敬禮を行はざるべからず」なる訓言中とくにといふ話に特別の關心を注ぎ「禮節の精神内に充溢し舉措謹嚴にして端正なる」所の強き武人たる本質を示すことが肝要であらう。

第四 戰友道

戰友の道義は、大義の下死生相結び、互に信賴の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、俱に軍人の本分を完うするに在り。

【語句摘解】

○戰友 戰場に於て共に君國に盡忠の誠を捧げる友 ○大義 至誠純忠を以て身を君國に獻げるといふ日  
本人として守るべき大なる道義 ○死生相結ぶ 死ぬるも生くるも共にせんと相約す ○信賴の至情を致す 主まごころを以て相手を信じ頼ること。致すは、さし出す、さし上げるの意 ○切磋琢磨 骨や角を切つて之をみがき玉石を琢き磨くこと。一般に學藝を治める者が磨きに磨いて益々その精妙を極めようとするに譬へる ○緩急相救ふ 緩急は危急(緩に意なし)。危急な場合にお互ひ助け合ふこと ○非違相戒む 非は理に對し道理に反したこと。違は法規に反するやうな間違つたこと。即ち不正なことや間違つたことを互に戒め合ふ ○軍人の本分 軍人精神を堅持し皇軍の使命に邁進せんとする軍人として盡くすべき大事なつとめ

【通釋】

戰友の間で盡くすべき道は如何なる點にあるかといへば、大元帥陛下に身を獻げ奉るといふ大義の下に、死生を一貫してお互ひに心を結びつけ、衷心信賴し合ひ、常に努力精進して向上の道を進み、危急の場合には助け合ひ、道理に反したことや間違つたことは戒め合つて互に手を携へて軍人の本分を完全に行ひ通す所にある。

【述義】

教育勅語に「朋友相信ジ」と仰せられて朋友間の道を御示しあらせられたことは誰知らぬ者もあるまい。これはいふまでもなく「信すること」即ち虚偽なき誠心、誠意を以て交はることが朋友道であるといふ御諭しであらう。

實に信義こそは禮儀と同じく社會的生活をなす上に缺くべからざる道德であつて、之無くしては萬事は悉く敗れ、ひいては國家の秩序も團結も到底望まれない。既に千四百年昔に 聖徳太子は次のやうに仰せられてゐるのである。

信はこれ義の本、事毎に信あれ。其れ善惡成敗は要するに信にあり。君臣共に信あれば何事か成らざらん。君臣信なくんば萬事悉く敗れん。(十七條憲法第九)

團體的生活を營み起居苦樂を共にする軍隊に於て信義の不可缺なる徳目たることは自明の事柄である。勅諭の

凡そ信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし。

なる御諭言は正にこの點を御明示あらせられたものと拜察されるのである。

蓋し信とは「武士に二言なし」とか「武士の一言金鐵の如し」とかいつて武士が然諾を重んじたやうに自己の言葉を忠實に實踐するをいひ、義とは、自己の本分に鑑み、なすべきことをなし、人としての道を踐み行ふことをいふ。信義の精神こそ眞に虚偽なき誠であり、この誠の發する處積極的な戦友間の切磋琢磨となり責善の徳となるのである。手をとり肩を打ち、巧みに調子を合せるのが親友ではない。「善を責むるは朋友の道なり」(孟子)といふ如く誠を以て非違を戒め、緩急相救ふのが眞の友といふべきである。かゝる誠を根底とすればこそ戦友間に於ても赤心を吐露し合ひ、身を委せ命を預け、所謂「死生相結托」することが出来るのである。誰もよく知る軍歌「战友」の中に「それから後は一本の、煙草も二人でわけて飲み、ついた手紙を見せ合うて、身の上語り返し」とか「死んだら骨を頼むぞと、言ひ交はしたる二人仲」といふ文句があるが、これこそ端的に战友道の極致を歌つたものと思ふ。

今次の事變勃發以來战友の遺骨を頸にかけて敵陣に突撃し、或は爆撃行に参加させ、或は敵都入城の歡喜をわかつといふやうなるはしい景を、ニユース映畫や新聞紙上で度々拜見するが、眞に涙なくして見られぬ战友愛の骨頂といはなければならぬ。

かくの如き崇高なる战友道は、皇軍の使命の重大なるに比例して益々高揚さるべきであり、本訓をよく遵奉して互に軍人の本分を完うしなければならぬ。

### 【讀方】

#### 第五 率先躬行

幹部は熱誠以て百行の範たるべし。上正しからざれば下必ず紊る。  
戦陣は實行を尙ぶ。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

### 【語句摘解】

○率先躬行 衆に先んじて自分から行ふこと  
○幹部 主幹となる人物、軍隊に於ては將校及下士官をさす  
○百行の範 凡ゆる行爲の模範、手本  
○戦陣は實行を尙ぶ 意味は明らかである。本訓其の一軍紀

の條にある「特に戰陣は服從の精神、實踐の極致を發揮すべき所とす」を参照すべきである。

### 【通釋】

幹部は燃ゆるが如き熱意と至誠とを以て事に當り、凡ゆる行動に於て部下の模範とならなければならぬ。一般に幹部の者の行動が正しくなかつたら、部下の者の行動も必ず紊れてくるものだ。戰陣に於ては何よりも先づ實行を尙ぶ。故に皇兵たるものは、何事でも自ら衆の先登に立つて毅然たる態度を以て實行せよ。

### 【述義】

元來何事をするにも單に「あゝせよ、かうせよ」と下知するばかりで、上に立つものが自ら先に立つて實行しなかつたら、部下のものは決してついてくるものでない。率先して模範を示さなければ成功は覺束ない。まして大義の下、死生の巷を往來すべき軍隊に於ては、幹部が實踐力旺盛に模範を垂れぬことには部下の信頼を失ひ、團結も望み得なくなる。兵の士氣が振起するの厳正なる軍紀が成立するのも幹部の垂範に鼓舞激勵せられ感奮させられるものが多いのである。げに「百ノ言辭ハ一ノ模範ニ如カズ」(軍隊内務書綱領四)である。將校、下士官

を問はずこの率先垂範が典令に口を極めて要求してある理由も自ら肯かれよう。例へば軍隊教育令綱領第二に、

將校ハ軍隊ノ楨幹ニシテ軍人精神及軍紀ノ本源ナリ故ニ居常之カ修養ニ勉メ其一言一行ハ部下ヲシテ仰イテ以テ之ニ則ラシムルコト恰モ形影相伴ヒ音響相應スルカ如クナラザルベカラズ(中略)將校タルモノハ常ニ士風ヲ振起シ志氣ヲ旺盛ニシ躬行ヲ慎ミ率先ニ勉メ識見卓絶ニシテ教導肯綮ニ中ル如クナルヲ要ス(下略)

と述べてある如き、又軍隊内務書綱領七に、

將校ハ軍隊ノ楨幹ナリ故ニ堅確ナル軍人精神ヲ涵養シ高邁ナル徳性ヲ陶冶シ識見技能ヲ向上シ體力氣力ヲ充實シ率先垂範以テ儀表タラサルヘカラス(下略)

の如き、更に同綱領九に

(上略) 下士官ハ特ニ兵ト起居ヲ共ニスルモノナルヲ以テ其ノ舉止言動ノ之ヲ感化スルコト特ニ深甚ナルモノアルヲ思ヒ己レ先ツ法則ヲ遵守シテ明從ノ道ヲ守リ行狀ヲ慎ミ態度服裝ヲ正シ懇切公平ヲ旨トシ躬行以テ之カ善導ニ勉ムヘシ(下略)

と述べられてあるのはその一例である。

砲煙彈雨の戰陣に於ては、身死中にあると同じで動くもすれば平常心を保持して自律的に活

動するを滅殺される傾向がある。この時は幹部の一舉手一投足が部下の行動の規範となる。幹部が躊躇逡巡すれば部下も之に倣ふ。「上正しからざれば下必ず紊る」といふのは一般の原則であるが、戦陣に於ては特にこの現象が顯著にあらはれる。それ故實行を尙ぶ戦陣に於ては平素より一層毅然として何事も率先實行すべきである。各兵操典綱領第十に  
指揮官ハ……部下ト苦樂ヲ俱ニシ率先躬行軍隊ノ儀表トシテ其ノ尊信ヲ受ケ劍電彈雨ノ間ニ立チ、勇猛沈著部下ヲシテ仰ギテ富嶽ノ重キヲ感ゼシメザルベカラズ  
といひ、更に

爲サザルト遲疑スルトハ指揮官ノ最モ戒ムベキ所トス是此ノ兩者ノ軍隊ヲ危殆ニ陥ラシムルコト其ノ方法ヲ誤ルヨリモ更ニ甚ダシキモノアレバナリ  
と戒めてゐる。本訓と照應對比して共に銘すべき鐵言であると思ふ。

### 【讀方】

#### 第六 責 任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注し

て一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。  
責任を重んずる者、是眞に戰場に於ける最大の勇者なり。

#### 【語句摘解】

○神聖しんせい 清淨にしてけがれないこと、尊嚴であつて犯し難いこと等の意があるが、本條では先づ、極めて尊嚴にして、忽ゆるがせに出来ないことの意に解すべきだらう  
○一業一務忽いちごふいちじつゆるがせにせず 如何なる業務でも一つ一つに全力を注いで遂行し、決していい加減にせぬこと  
○心魂を傾注しんこんけいしゆす 心魂は、精神、氣力と同意と見てよい。傾注はかたむけ注ぐ。即ち全力を發揮すること  
○達成たつせい 成し遂げ得るやうに努めよ  
○遺憾いんかんなきを期す 少しも落度なく完全に行ふことを深く心に誓ふ。遺憾は、残念、残り惜しい等の意

#### 【通釋】

任務は神聖にして一點の私意も挿み得ない。従つて任務の遂行に對し責を負ふ精神たる「責任」は極めて重大である。如何なる業務であらうと、その一つ／＼をおろそかにせず全力を傾注して出來得る限りの手段を盡し行ひ、遺憾無く之を成し遂げ得るやうに努めよ。責任を重んずる者が實に戰場に於て危険をも顧みず任務達成に邁進する所の最も偉大なる勇者である。

【述 義】

任務のある所責任自ら之に伴ふ。責任は任務の遂行に對し責を負ふ精神要素にして、任務が神聖なればなるほど之に伴つて益々重大性を帯びるわけである。之に對しては全力を傾注し、一切の手段を盡くしてその達成に邁進すべきは論を俟たない。近來職域奉公といふことが叫ばれてゐるが、これはいふまでもなく自己の職務の區域に於てあらん限りの力を發揮して君國に貢獻することであつて、之即ち臣道を実踐することになり、皇國の繁榮に寄與する所以である。勿論銃後に於ける任務の遂行上責任の重大なるは 明治天皇御製

國をおもふ道に二つはなかりけり

戰のにはに立つもたゝぬも

によつても拜察されるのであるが、軍隊に於ける任務は、その根源が統帥大權に歸一される神聖さを有する故に、一層その遺憾無き遂行が要求されるのである。

凡そ軍隊に於ける任務遂行には種々なすべき事があらう。或は關係諸官と相互聯絡を密にし、或は上官の指示を受けることの必要なはいふまでも無い。しかし戒むべきは他人に倚賴し、事毎に上官の指示を仰いで自主積極を缺くことである。之に關しては軍隊内務書八に

(上略) 苟も他人ニ倚賴シ若ハ事毎ニ上官ノ指示ヲ仰ギテ責任ヲ免ルルヲ許サズ、(下略)

と嚴に戒めてある。特に戰陣に於ては單に上官の命令を只管に盲守するのみで、獨創の着意と旺盛なる企圖心とを缺いたならば到底複雑強靱なる戰鬪に勝利を博し遺憾なき任務達成を期することは出来ぬのである。この意味に於て獨斷は寧ろ積極的責任觀念の發露ともいへるであらう。各兵操典綱領第五は實にこの點を明瞭にしてゐる。曰く、

凡ソ兵戰ノ事タル獨斷ヲ要スルモノ頗ル多シ而シテ獨斷ハ其ノ精神ニ於テハ決シテ服從ト相反スルモノニアラス常ニ上官ノ意圖ヲ明察シ大局ヲ判斷シテ狀況ノ變化ニ應ジ自ラ其ノ目的ヲ達シ得ベキ最良ノ方法ヲ選ビ以テ機宜ヲ制セザルベカラズ

と。この文により眞の責任達成が如何なるものなるかを理會し、以て「心魂を傾注して一切の手段を盡し」の言葉の眞意を把握出来るであらう。

凡そ皇軍の本義に徹し、軍紀の嚴正なる所以を辨へ大義の下敢然として身を死地に投ずるの至誠を致すには、責任觀念の旺盛な者でなければ不可能である。かの日露戰役に於て旅順港外の花と散つた軍神廣瀨中佐、近くは上海事變に於て爆藥筒と共に廟行鎮の土と化した所謂爆彈三勇士の如き、すべて旺盛なる責任觀念の證左たらぬものはない。

「職分ノ存スル所身命ヲ君國ニ獻ゲテ水火尙辭セサルモノ實ニ軍人精神ノ精華ナリ」(軍隊内

務綱領四)とせば、旺盛なる責任觀念こそ軍人精神の中核をなすものといつても過言ではないと思ふ。「責任を重んずるものは是眞に戰場に於ける最大の勇者なり」との斷案、意味深重にして畏くも勅諭の「己の武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ」との御垂訓に符節を合し銘記すべき名言といはざるを得ない。

【讀方】

第七 死生觀

死生を貫くものは崇高なる獻身奉公の精神なり。

生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。

身心一切の力を盡くし、從容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。

【語句摘解】

○死生を貫く||死生を一貫する。即ち、生きてゐる間は勿論死んでから後も同様に燦として輝くといふこと  
○崇高||けだかく尊い  
○獻身奉公||一身を獻げて公に奉ずる。即ち一身の利害を超越し身をなげうつて公の爲につくすこと  
○死生を超越す||生死を氣にかけず之を飛び越えて一段と高い境地に入る。  
所謂「死生一如」の境地に入る  
○身心一切の力||身體と精神とを一つにして發揮した力  
○從容||打寬いでゆつたりした様子、落ついて追らぬさま  
○悠久の大義||天地と共に窮りない永久に消えない大なる道義の爲に生きる。身は滅すとも國家的永遠の生命に生きること

【通釋】

死生を一貫して燦然と輝くものは、崇高なる獻身奉公の精神である。

生死を眼中に置かず一段と高い境地に身をおき、只管に任務の完遂に向つて勇ましく進んでゆけ。

身心を渾然と一つにした全的な力を盡くして、あせらずこせつかすゆつたりした氣持で、無窮の生命を有する大義の爲に生きることが悦びとしなければならぬ。

【述義】

皇軍の崇高なる大使命については既に述べた。軍の命脈たる軍紀も團結もすべてこの大使命



を實踐せん爲の必須なる要素である。この軍紀の眞價を發揮し、將兵の一人々々がその職責を全うして、献身、大君に奉ずる根底に横たはるべきは實に本條の死生觀である。勅諭に「義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ」と御示し遊ばされたのは、この死生觀を論させ給うたものと拜察される。

凡そ生を欲し死を厭ふのは人間の本能である。生きることを考へるが故に死は益々恐怖の對象となり、その行はいよ／＼汚穢なるものとなる。しかし人間の世界には死よりも大切なものがあることを知らねばならぬ。そは何ぞ。即ち義である。正義である。これは別に新しい道徳でも何でもなく既に數千年以前支那の孟子も説いてゐる事である。曰く

生も亦我が欲する所なり。義も亦我が好む所なり。二者兼ぬるを得べからざれば生をすてて義を取る者なり。(孟子告子上篇)

と。

我が國の武士道に於てはかゝる義を特に重んじて死を惜しまなかつたのである。例へば有名な葉隠論語の中に、

武士道と云ふことは即ち死ぬこと、見付けたり。凡そ二ツ二ツの場合に早く死ぬかたに片付くばかりなり。別に仔細なし。胸すわりて進むばかりなり(中略)毎朝毎夕改めては死ぬ死

ぬと常住死身に成つてゐるときは武道に自由を得一生落度なく家職を仕果すべきなり(漫草、

聞書の教訓)

と述べてある。表面死を輕んじてゐるやうであるがしかし實は献身奉公(右の場合は勿論主君に對して)といふ、義の爲に我を没し、深く死に徹して眞の意味に於て之を重んじた精神を充分汲み取ることが出来ると思ふ。かくの如く義の爲に身命を惜しまぬといふ思潮が武士道の眞髓であつたことは改めて詳述するまでもなからう。皇軍に於ては大義は嚴として明らかである。この大義の爲に生死を超越しなければならぬ。生死は根本に於て一であり、生死を超えて一段と高い所に眞に尊き一如のまことの境地が存するのである。この死生を止揚した境地に入れば假令個々たる身は死すとも大義を全うすることが出来、全たる國家的永遠の生命に生きるを得るのである。こゝに至つては死は即ち生となり、生は即ち死であるといへる。かの大楠公が湊川の戰に於て最後に示した精神は「七度び人間に生れて朝敵を滅ぼさむ」といつた所謂七生報國の大精神であつた。楠公の形骸は亡びてもその忠勇義烈の魂魄は久しく留まりその精神は六百年後の今日まで傳はつて國民の血管に脈搏つてゐるのである。かの幕末に於ける憂國の志士吉田松蔭の辭世の歌たる

身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも

とどめおかまし大和魂

や、上海事變の勇士酒井豊志大尉のその子清志に宛てたる遺書中の「父ニ會ヒタクバ靖國神社ニ來レ」との切々たる精神、さては杉本中佐の絶筆「汝吾を見んと要せば尊皇に生きよ。尊皇精神のある處常に我在り」の烈言は實に楠公精神の延長であり、我が日本武士道の死生觀の道念でもある。

かゝる死生一如の境地に於ける任務遂行こそ軍人精神の精華たる大和魂であることは、夫レ生ヲ棄テ義ヲ取リ恥ヲ知り名ヲ惜ミ責任ヲ重ンジ艱苦ニ堪ヘ奮テ國難ニ赴キ悦ンデ任務ニ斃ルハ我國民ノ古來繼承尊重セル大和魂ニシテ（下略）（軍隊教育令綱領第一）なる文句によつても證せられる。

右の綱領にも示されたやうに任務に斃れることは、生死を超越してこそ可能であるのだ。軍人たらむ者は如何なる彈丸雨飛の中に於ても「心身一體の力を盡くし従容として悠久の大義に生くることを悦とす」る爲に死生一如の觀念に住しなければならぬ。「靖國神社で會はう」といふ言葉はかゝる境地に於てはじめて發し得られるであらう。

【讀方】

第八 名を惜しむ

恥を知る者は強し。常に郷黨家門の面目を思ひ、愈々奮勵して其の期待に

答ふべし。

生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。

【語句解説】

○恥を知る 不名譽な行爲に對して恥づべきことを知る。換言すれば、名譽を重んずること。武人の徳操たる廉恥は、清廉にして恥を知ることを内容とする。○郷黨 郷は一萬二千五百家。黨は五百家をいふ。轉じて村の仲間、故郷の人々。○家門 一家一門、自分の家族と親戚一族とをいふ。○面目 名譽、體面に期待に答ふ かくあつて欲しいといふ期待に副ふこと。期待に背かぬやう立派に振舞ふこと。○虜囚 虜、囚共にトリコのこと。即ち捕虜。○罪禍 罪は犯罪。禍は災禍をいふ。本訓其の三、戰陣の戒の結びに罪科とあり同項一に災禍とある。これより考へるも意識的犯罪や不注意等によるわざはひをさすものと思はれる。○汚名 汚い名、不名譽な評判

【通解】

恥を知るものは強く、決して誘惑にまけたり、卑怯な振舞をしないものである。戦陣にあるものは常に郷里の人達や一家一門の名譽を思ひ、益々奮勵してその期待に副ふやうにしなければならぬ。生きてゐる間に敵の捕虜となるやうな恥辱を受けること無く、死して後に犯罪や災禍に關しての不名譽な評判をのこすな。

【述義】

恥を知り名を惜しむといふことは武士が最も重んじたもので、自分の名は勿論祖先や子孫の名を辱めず立派な名を挙げたいといふ念願は束の間も彼等の念頭から去らなかつた。この精神は既に奈良朝時代、大作家持の

ますらは名をし立つべし後の世に

ききつぐ人もかたりつぐがね

といふ歌や

丈夫や空しくあるべき、梓弓末振りおこし、投矢持ち、千尋射わたし、劍太刀腰にとり佩き、

足引の八峯踏み越え、さし任くる情障らす後の代に語りつぐべし名を立つべしも

なる長歌等にはあらはれてゐる。武士の興起より源平鎌倉時代に至つては武士道の高揚と共に益々強くなり或は長谷部信連をして「弓箭取る身のかりにも名こそ惜しく候へ」（平家物語）といはしめ、一の谷の先陣を期した熊谷直實をして「去年の冬相模國鎌倉を出でしより命をば兵衛佐殿に奉り、骸をば平家の陣に曝し、名をば後代に留めんと思ひき」（源平盛衰記）と述懐せしめてゐる。

室町時代に於ても名を惜しむ精神は強烈である。一例證を左にあげて見る。

弓箭の道死を輕んじて名を重んずるを以て義とせり（太平記、脇屋義助の言）

まづ弓箭とりといふものは我身のことには申すに及ばず子孫の名を思ひて振舞ふべき也、限り

ある命を惜しみて永代のうき名をとるべからず（斯波義將著、竹馬抄）

利と名との二つは何れも人の願ふことなれど利は一旦の利なり、名は未代の名なり、武士の一命を棄つるも名を思ふが故なり（一條兼良著、樵談治要）

この精神は徳川期には入つても

命より名こそ惜しけれものゝふの

道にかふべき道しなれば

（森迫親正の辭世、常山紀談に出づ）

といふやうに連綿とつらなり、明治になつて國民皆兵となるや、武士階級より軍人の中に浸潤して行つたのである。乃木大將の

ものゝふは玉も黄金も何かせん

命にかへて名こそ惜しけれ

なる詠草は、實にこの武士道の精華を道破せるものであり、皇軍將兵の心事を代辯したものであると思ふ。現代の皇國軍人がこの精神を忘れてよかるべき筈はない。傳統を傷つけず益々發揚させなければならぬ。その爲に念頭に置くべきは郷黨家門の面目である。而して實踐方策として重視すべきは「生きて虜囚の辱を受けず、死して罪過の汚名を残」さぬことだ。一體降伏したり捕虜となることが恥辱たるはいふまでもなく武士が最も忌み嫌つた所である。かの平家の總大將宗盛が壇浦で武士らしい最後を遂げ得ず虜となつたのを

前大臣宗盛は苟も征夷の大將たり。忽に匹夫の手に囚はれ、永く誦そしを萬人の唇に懸け、獨り恥を累祖の跡に残す、無慙と云ふも疎也（源平盛衰記）

と酷評されたのは、傳統的武士道から考へて當然であらう。されば正成は櫻井驛に於て正行に庭訓を残すとき

一旦の身命を助からんが爲に多年の忠烈を失うて降人に出づることあるべからず（太平記）

の一言を忘れなかつたのである。

歐米諸國の軍人が自己の任務を果し得たと思惟すれば、後は捕虜となつて恬として恥ぢないのに反して皇軍將兵が最後まで大君に盡忠の誠を捧げること忘れず、捕虜となる位なら寧ろ潔く自決するといふのはかゝる傳統的廉恥に洗禮をうけて來たからである。上海事變の際、人事不省の爲不幸虜囚の身となつた空閑少佐が解放されて後、潔く自決され、武人としての名譽を保たれた悲壯なる最期は今尙耳新たなる事柄であるが、これこそ皇軍精神の華であることを忘れてはならぬ。忠節も武勇もこの名を惜しむ心から生み出されるのである。

次に罪禍の汚名をうけて處罰されたり處刑されたりするのも武人の恥である。逃亡などの重罪は日本人として夢想だもされないとしても、掠奪とか、激怒や酒色に心を奪はれて行ふ犯罪は戦陣の環境に刺戟されて絶無とはいへぬであらう。本訓其の三、戦陣の戒の、一、六、八、九等の主旨をよく銘して軍人としての面目を飽くまで保持しなければならぬと思ふ。

【讀方】

質實しつじつ以て陣中ちんちゆうの起居ききよを律りつし、剛健かうけんなる士風しふうを作興さくこうし、旺盛わうせいなる志氣しきを振起しんきすべし。

陣中ちんちゆうの生活せいかくわつは簡素かんそならざるべからず。不自由ふじゆうは常つねなるを思おもひ、毎事まいじ節約せつやくに努つとむべし。奢侈しやしは勇猛ゆうまうの精神せいしんを蝕むしばむものなり。

【語句摘解】

- 質實しつじつ|| 質素にして實直なこと。單に外形上の華美を避けるばかりでなく精神的にも實直なるをいふ
- 剛健かうけん|| 剛はツヨシ。健はスコヤカ。剛くして健全なること
- 起居ききよを律りつす|| 起居はおきふし、たちぬふるまひ、即ち生活。律すとは、きまりをつける、規律する。生活をたゞし規律すること
- 士風しふう|| 武士たるものの風氣
- 志氣しき|| 士たるもの、意氣、氣慨、士氣とも書き、兵氣ともいふ
- 振起しんき|| 振ひ起す
- 簡素かんそ|| 簡單にして質素
- 不自由ふじゆうは常つねなり|| 不自由即ち「まゝにならぬ」のは一時的現象でなく何時もあることだとの意
- 奢侈しやし|| 奢も侈も共にオゴリ。身分不相應に華美な生活をする所の度を越えたおごり
- 蝕むしばむ|| 虫が物を食ふこと。そのやうに減らし衰へさせること

【通釋】

質實を旨として陣中の生活をたゞし、剛健なる士風を盛に興し、旺盛なる志氣を振ひ起せよ。陣中の生活は簡素でなければならぬ。不自由は常のことだと思ひ如何なる事柄に於ても、節約に努めよ。なぜならば奢侈は勇猛の精神を蝕み減らすものだからである。

【述義】

凡そ剛健の精神が一國の興隆を左右する重要な要素たることは、かの強大を誇つたローマ帝國の滅亡によつても察知されよう。大正十二年煥發された國民精神作興に關する 詔書の冒頭に、

國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

と仰せられたのは實にこの點に大御心をとゞめさせ給うたものと拜察する。我が古來の爲政者がこの剛健なる民風作興に力を用ひ、その基礎たる質素を奨勵したことは國史に明らかである。例へば源賴朝が所用によつて召しよせた筑後權守俊兼が美しい小袖十餘領を重ねてゐるのを見て自ら刀を以てその袂を切り取り、懇々と奢侈を戒めたことや、剛健なる犬追物、流鏑矢、笠懸等の遊戯を奨勵したこと等衆知のことであらう。賴朝のこの方針は爾來幕府當事者に繼承さ

れ、北條泰時、時頼等の儉約の率先者を輩出した。時頼が平宣時と共に味噌をさかなとして酒を飲み交はした事は有名な話である。

戦國時代から徳川初期にかけてはいよいよこの風潮は盛となり、武田信玄、北條早雲、朝倉敏景、加藤清正等の家法、掟書、或は徳川幕府の法度等に見ることが出来る。「衣類之事木綿つむぎの間たるべし」(清正掟書)といひ、或は「儉約を専らにし、無益の費なきやうに心を用ゆべし」(黒田長政定則)と戒め、或は「兵具の外不入道具を好み、私の奢いたすべからず、萬事儉約を用ふべし」(家光の諸士法度第三條)と命じた如きはその一斑を示すものである。かかる質實を旨とし剛健なる士風を振作することは軍隊に於ては特に要求される。何故ならば軍隊内務書綱領第六條に

軍人ノ志氣ハ旺盛ナラザルベカラズ志氣旺盛ナレバ進ンデ難局ニ當リ喜テ其ノ責ニ任ズルニ至ルモノトス是ニ於テカ軍紀自ラ振肅シ服務自ラ活氣ヲ呈ス(下略)

と示された如き、任務の遂行厳正なる軍紀の成立上缺くべからざる志氣を振起するのは、質素なる生活を基定とせる剛健なる氣風による故である。畏れ多くも勅諭には第五條に質素を旨とすべきを御諭しになり

質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下

に賤しくなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝまでに至りぬへし

と宣はせられてゐる。この御聖旨を充分に體得したら陣中にあつて簡素なる生活を旨とし「不自由は常なるを思ひ毎事節約に努」むることは易々たる事であらう。この點、陸軍大將の榮職にありながら、飛白の筒袖に白木綿の兵兒帶をしめ、味噌を塗つた拳太の握飯を携帯して役所に通つた西郷南洲や、僅か十五錢の辨當を一粒あまます丁寧に食され、一ぱいの水で洗顔をすまし後は必ず植木に注がれた乃木將軍の簡素生活の精神を汲むべきであらう。

### 【讀方】

#### 第十 清廉潔白

清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つこと能はずして物慾に捉はるゝ者、争でか皇國に身命を捧ぐるを得ん。

身を持するに冷厳なれ。事に處するに公正なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

【語句摘解】

- 清廉潔白せいぜんけつぱく 心が清く潔くして利慾に捉はれずやましい所の無いこと ○武人氣節ぶじんきせうの由よつて立つ所ところ 氣節は意氣節操。武人の意氣節操をなり立たせる基礎となる所の要素 ○己おのれに克かつ 自己の慾望に打克つこと ○物慾ぶつよくに捉とらはる 金錢、飲食等の物質に對して起る慾望に心を奪はれること ○争いでか…得えん 上下呼應して反語の働きをなし、「どうして…出来ようか、否出来ない」と釋す ○身みを持もつ 自己の一身を維持する ○冷嚴れいげん 何等の同情もおもひやりもなく嚴正なこと ○公正こうせい 公明正大。少しの依怙最負なく公平で正しい ○俯仰ふきやう 天地に愧ぢず 仰いで天に愧ぢず俯して地に恥ぢないこと。身を顧みて一點のやましい不正なことの無いこと

【通釋】

清廉潔白は武人の有すべき意氣節操の根本となる要素である。自己の慾望に打克つことが出来ないので物質的慾求に心を捉はれるやうなものがどうして皇國に身命を捧げることが出来ようか、到底出来ぬ。

軍人たるものは身を保持するに冷徹嚴正であれ。仕事を處理するには公明正大であれ。俯仰天地に愧ぢないやうに行動せよ。

【述義】

「清廉潔白は武人氣節の由つて立つ所」とあるやうに武士道の特色たる意氣と節操との原動力は實に清廉潔白の徳操である。

清廉潔白とは精神純潔にして一點の不正なく、物慾に捉はれないことをいひ、所謂「渴しても盜泉の水を飲まず」といふ境地をいふ。しかし單に物質上の問題のみでなく、不公平な、賤卑なる思想より發する行爲をもさすのである。昔は汚行ある者は武士の風上にも置けぬ者として擯斥したものだ、近來文明の進歩と滔々たる唯物思想とは漸次廉潔の精神を鈍磨させ、黄金の前には恥も外聞も忘れ、節操を賣り、立身出世の爲には同僚を陥れ、或は先輩長上の鼻息をうかがふといふやうな情ない風潮を齎らした傾向がないでもない。かゝる意氣地ない見下げた態度は大丈夫の排撃する所であるが、とりわけ氣節に生きるべき軍人がこれに染むやうなことがあつては、それこそ軍人の風上にも置けない。若しも、物慾に捉はれ貪汚に陥り、志操賤劣になつたとしたら、勅諭に訓へ給うた如く、節操も武勇もその甲斐なく、世人の指彈をうける身とならう。かゝる者がどうして皇國を守護しえようぞ。

聖戰遂行の第一線に立てる派遣軍將兵が其の行狀に於て天地に愧づる様な事があつては大御

心を冒瀆し奉り支那人に反つて永久の恨みを残す事となる。人心を逸して聖戦の意義はない。掠奪暴行したり、支那人から理由なき餞別饗宴を受けたり、洋車に乗つて金を拂はなかつたり、或は討伐に藉口して敵性なき民家を焚き又は良民を殺傷し、財物を掠める様な事があつては、如何に宣傳宣撫するとも支那人の信頼を受けるどころか其の恨を買ふのみである。

(派遣軍將兵に告ぐ)

とある記事は清廉潔白ならざる者、名を惜しまざる者の行爲であつて、萬一かゝる者ありとせば「己に克つこと能はずして物慾に捉はるゝ者争でか皇國に身命を捧ぐるを得ん」といふ秋霜の如き烈言を頂門の一針とすべきである。

聖戦遂行の將兵は本訓をよく遵奉して「身を持するに冷厳」「事に處するに公正」なるを目標とし、俯仰天地に愧ぢないやうに努めるべきだと信ずる。

【讀方】

本訓 其の三

第一 戦陣の戒

一、一瞬の油断、不測の大事を生ず。常に備へ嚴に警めざるべからず。敵及住民を輕侮するを止めよ。小成に安んじて勞を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。

【語句摘解】

○不測の大事 測り知ることの出来ない重大なる事件 ○輕侮 輕蔑し侮る ○小成に安んず 少しばかりの成功に安心して安心してゐること ○勞を厭ふ 苦勞することをいやがる ○災禍 災難や禍害。火事とか不意の敵襲等

【通釋】

一寸した油断が原因となつて思ひがけぬ大事を生ずるものだ。故に常に凡ゆる場合に警備警戒等を嚴重にしなければならぬ。敵や住民を輕蔑し侮ることをやめよ。少しばかりの成功に安心して苦勞することをいやがるな。不注意も油断と同様、災難や禍害をうける原因であることを知れ。



【述 義】

警戒の目的は、「敵及敵意ヲ有スル住民等ニ對シ其ノ奇襲ヲ豫防スルト共ニ我が狀況ヲ掩蔽シ以テ軍隊ノ安全ト行動ノ自由トヲ圖ルニ在リ」と作戰要務令第三百三十一に述べられた如くである。警戒の勤務に服する指揮官以下の責任の重大なるは推して知り得られる。戦陣に於ける一瞬の油断が出火、盗難、夜襲等、不測の大事を生ずるはいふまでもないことで、古武將の家訓にも「毎事油断すべからざる事」（武田信玄家法）といふやうな戒めが見出されるのである。さて警戒を完からしめる爲の着意は如何といふに各人各個の警戒心の緊張に俟つことは勿論であるが、特に敵及び住民を輕侮したり或は心をゆるしてはならぬ。「愚昧なる民衆何するものぞ」とか、「こんな子供なら安心だ」といふやうな考へから心の弛みが出て、思はぬ大事を惹起することはよく聞く所である。されば作戰要務令第三百三十三にも

（上略）絶エズ細心ノ注意ヲ拂ヒ又間諜及住民ニ對シテモ不斷ノ警戒ヲ加ヘ以テ些細ノ不注意ニ因リ全般ノ不利ヲ來スガ如キコトナキヲ要ス  
と嚴に戒めてある。

要するに、「油断大敵」なる俗諺は戦陣に於ける警戒勤務にとつて最も適切なる用途を得ると考へて然るべきであらう。

【讀 方】

一、軍機を守るに細心なれ。 諜者は常に身邊に在り。

【語句摘解】

○軍機 軍の機密。知られてはならぬ大事な軍事上の秘密 ○細心 心を細かく働かすこと。細かい所まで注意すること ○諜者 諜報する者。即ち敵の機密を探知して味方に知らせるもの。所謂スパイばかりでなく敵性ある住民等も含む ○身邊 あり 自分身の近くにゐる

【通 釋】

軍の機密を守る爲に細心の注意を拂へ。諜報者は常に自己の身近にゐるぞ。

【述 義】

防諜の如何に緊要なるかは、或は防諜演習が行はれ、或は之に關する國防保安法案が今議會に提出、通過を見たる例を以てしても充分知り得られよう。まして軍機の漏洩が直ちに戦局を左右する戦陣に於て、防諜の喫緊事たるは喋々を要しない。しかもスパイは鶉の目鷹の目を以

て身邊にうろついてゐるのである。げに一瞬の油断も出来ない。

スパイといつても、特殊の組織的機關に依る者や軍の搜索部隊或は斥候等のみではない。作戦地に於ては住民も亦一種のスパイである。作戦要務令第二百二十九に述べられたる「作戦地ニ於テハ住民モ亦屢々意想外ノ信號、無線電信、鳩等ヲ利用シ、間諜行爲ヲ爲スコトアリ故ニ細心ノ注意ヲ以テ其ノ行動ヲ監察シ之ガ取締リニ遺漏ナキヲ要ス」との條項は之を證して餘りあるものと思ふ。

次に軍機は不用意なる言動や私信によつて漏洩することがよくあることを辨へねばならぬ。故に輕卒なる言動を慎しみ、私信中に我が軍の企圖、狀況、部隊號、地點、日時等を記載せざるを要する。

### 【讀方】

三、哨務は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の重きに任じ、嚴肅に之を服行すべし。哨兵の身分は又深く之を尊重せざるべからず。

### 【語句摘解】

○哨務せうむ 敵を警戒する任務。之には駐軍間の警戒に任ずる前哨、小哨、歩哨等の任務或は對空監視哨の任務等も含まれる。○一軍の安危いっぐん あんきを擔ふ 一軍が安全で居れるか、危険に見舞はれるかの責任を負ふ。○身を以てその重おもきに任まかず 全力をあげて、哨務の重大なる責務に任ずる。○嚴肅げんしゆく 嚴げんそかにして慎しんしみ深いこと。○尊重そんじゆう 尊そんび重じゆうんずる、

### 【通釋】

敵を警戒する哨務は重大なる任務である。これは一軍の安危を擔當し、一隊の軍紀を代表する。宜しく全身の力を傾注してその重い任務につき嚴肅に是を服行せよ。哨兵の身分に對しては他の者は幹部たると兵たるとを問はず、軍人たると一般人たるとを論ぜず深く尊重しなければならぬ。

### 【述義】

哨務の代表として、左に警戒の爲の歩哨について述べて見る。

歩哨は通常最前線の監視線を成形するものであつてその任務の重大なるは言を俟たない。ま

ことに「一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す」るものである。左に、歩哨の行動すべき一般守則を列擧して見よう。

一、絶エズ敵方ヲ監察シ併セテ四圍ヲ警戒シ總テノ徵候ニ深く注意ス（中略）少數ノ敵兵近接セバ殺スカ又ハ捕獲スベシ。

二、歩哨線ノ出入ヲ許スハ我が軍ノ部隊、將校斥候、巡察傳令トシ爾餘ノ者ニ關シテハ小哨長ノ指示ヲ受ク。

夜間近ヅク者アラバ銃ヲ構ヘテ良ク確メ彼我判明セザルトキハ機先ヲ制シテ「誰カ」ト呼ブ、三回呼ブモ答ナケレバ殺スカ又ハ捕獲スベシ。（中略）歩哨ノ命ニ反スル者ハ殺スカ又ハ捕獲スベシ。

三、出發スル斥候ヨリハ任務、經路、歸來ノ地點、時刻等ノ概要ヲ聽キ自己見聞ノ狀況ヲ告ゲ、歸來スル斥候ヨリハ其ノ見聞セシ事項ヲ聞クベシ。

四、白旗ヲ掲ゲ遠方ヨリ軍使タルヲ表ハス者ト降參人トニ對シテハ敵トシテ取扱ハズ歩哨線外ニ之ヲ止メ敵ノ方向ニ面セシメ、降參人ニハ武器ヲ棄テシメ、乘馬（車）下馬（車）セシメ、速カニ報告スベシ。此ノ際無用ノ談話ヲ避ケ特ニ欺カレザル様注意スベシ。

五、歩哨ハ喫煙スベカラズ、命令ナケレバ坐臥スルヲ得ズ、銃ハ手ヨリ放スベカラズ、晝間ハ

立銃、提銃又ハ腕ニ銃ヲ、夜間ハ提銃又ハ腕ニ銃ヲ爲ス

一讀哨務ノ重大性を知悉出來るであらう。かゝる重務であればこそ「身を以てその重きに任じ、嚴肅に是を服行すべし」との訓言が必要であるのだ。

一方この守則によつて、哨兵の身分に對しては深く尊重しなければならぬことも肯けるであらう。哨兵に對し、暴行又は脅迫を爲した者が敵前なる場合七年以下の懲役又は禁錮に處せられる（敵前ならざる場合は四年以下）ことは軍法第六十四條に嚴として規定されてゐることも忘れてはならぬ。

#### 【讀方】

四、思想戦は、現代戦の重要な一面なり。皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破摧するのみならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。

#### 【語句摘解】

○思想戦—ある思想を敵國民或は軍隊に宣傳し、浸潤せしめ以てその思想を悪化せしめ或は意氣を沮喪せ

しめて勝利を得んとする戦である。○現代戦げんだいせん||現代に於て行はれる戦争。即ち新鋭なる武器、思想、経済力等を以て、國家總力の上に行はれる戦争をいふ。○不動の信念ふどうのしんねん||動搖することなき信念。○宣傳せんぱん||宣べ傳へる意にして、一定の事實又は思想を多數の人にひろく傳へること。○欺瞞ぎまん||欺も瞞も共にアザムク即ち、だまし、あざむくこと。○破摧はさい||摧はクジク破り摧くこと。

### 【通釋】

思想による戦争は現代戦の中で重要な一面である。戦陣にあるものは皇軍に對し絶對に他から動かされない所の固い信念を有し、以て敵の宣傳や欺瞞を破りくじくのみでなく、進んで皇道の宣布に勉めよ。

### 【述義】

「思想戦は現代戦の重要な一面である——ことについて、今次事變に際し、支那軍に於ても、皇軍にむかつて思想戦を演じてゐるが、支那事變に關する限り戦陣に於ける將兵は支那軍の宣傳戦等にはひつかゝらぬが、一朝支那以外の國と戦争の起るやうな場合を考へると、思想戦についても十分の心構へをもつてゐなければならぬ。おそらくこの條章はさういふ點を考慮に容れて作成されたものではあるまいか。ソ聯の思想戦の如きはなかなか侮り難いものがある。

思想戦は勝ち戦さの場合にはそれほど恐るゝに足らぬが戦況不利の場合等、この戦法に出られると、相當の効果をあげ、時には相手に致命的の痛手を加へることになるものだ」

以上は、藤田中將談として大阪毎日紙上に掲載されたものであるが、思想戦の重要性について學ぶべき點が多いと思ふ。

「物資缺乏して本國は困窮の極にある」とか「投降者は優遇する」とか様々の欺瞞宣傳を以て皇軍に向ふものがあることはよく聞く所であるがこれ等は勿論一笑だにも値しないだらう。其の他如何なる惡辣なる宣傳欺瞞に對しても皇軍たる以上微動だもすべきでないことは噉々を要しない。否寧ろかゝる場合は之に反駁を加へて之を無効に終らしめ尙進んで之を逆用するだけの餘裕がなければならぬ。次の文はこの點を明確に指示されたものである。

流布セラレタル敵ノ宣傳ニ對シテハ其ノ虚偽ニ屬スル點ヲ摘發シ深刻ナル反駁ヲ加ヘテ之ヲ無効ニ終ラシメ、或ハ其ノ宣傳材料ヲ巧ニ逆用シ却ツテ敵ノ弱點ヲ立證スル等臨機ノ對策ヲ適切ナラシムルヲ要ス（戦時服務提要第十五章）

かくの如き處置を取る爲には當に「皇國に對する不動の信念」を必要とする。こゝに於て本訓其の一皇國の條の内容が生きてくるのである。苟も皇軍である以上皇國に對する信念の缺如は考へられない。この信念の強固なものが敵の宣傳欺瞞に動搖しないのみか、進んで積極的に

皇道の宣布に勉められる者である。

【讀方】

五、流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、動すること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信賴すべし。

【語句摘解】

○流言蜚語りうげんひご 流言は根拠のない言葉。蜚語の蜚は飛に通じ、やはり無根の言をいふ。○確信かくしん 確かくく信しんずること。○實力じつりき 實際有する力。

【通釋】

根も葉もない流言蜚語は、信念の弱い所から生ずるものである。惑ふな。動揺するな。皇軍の實力をしつかりと信じ、心から篤く上官を信賴せよ。

【述義】

流言蜚語は、社會の不安な状態に乗じて行はれるものであるが、特に皇國の運命を双肩に擔つて活動する戰陣、特に本國を離れること幾百千里の異郷の地に於て、之の行はれ勝ちとなるは無理からぬ現象であるとも考へられる。しかしながら、本條に明示されたやうに「流言蜚語は信念の弱きに生ず」るのである。「日本軍は蔣介石の後方攪亂に手を焼いてゐる」とか「代用食は軍の貯藏米の缺乏の證據だ」とかいふやうな、デマに動揺してなるものでない。苟も皇軍にしてかゝる、粗漏のある筈がない。恰も思想戰に於て、皇國に對する信念をもつことが、これを破摧する要因であるやうに、流言蜚語に對しては「皇軍の實力」に對する確信と「上官」に對する信賴とを以て之を排除すべきである。

【讀方】

六、敵産てきさん 敵資てきしの保護ほごに留意りういするを要えうす。  
徵發ちやうはつ 押收おふしう、物資ぶつしの殲滅せんめつ等は總て規定きていに従したがひ、必ず指揮官しきくわんの命めいに依よるべし。

【語句摘解】

○敵産てきさん||敵の財産 ○敵資てきし||敵の物資、資材 ○徴發ちゆうはつ||所要の軍需品を地方の人民に賦課して徴収すること ○押收おししゆ||職權を以て人民の財産をとりあげて一時之を收容すること ○燼滅じんめつ||火を放つて焼き拂ふこと。燼はモエノコリをいふ

【通釋】

敵の財産、資材の保護に心を用ひることが必要である。徴發、押收、或は物資の燼滅等はすべて規定の通りに行ひ、必ず指揮官の命令によれ。

【述義】

敵産、敵資の保護に留意するの必要なるは、聖戰の眞義が新秩序の建設にあることから考へれば容易に肯けることである。「萬一日本人にして支那人を瞞して不當の所得を望み、或は外國に倣つて支那を日本の殖民地の如く考へる者があつたなら道義日本の本質に反するものであり、到底天に愧ぢざる信念を持つ事は出來ない」とは「派遣軍將兵に告ぐ」に戒めてある所である。

徴發押收、物資の燼滅などは、とかく勝利に驕つた兵には獨斷で都合のよいやうに行はれ勝ちのものたることは、當然の勢ともいへよう。しかし、皇軍の使命に則り、かゝる處置はすべて規定に従ひ、かならず指揮官の命に依るべきことは、言を俟たないであらう。戰地服務提要の中にもこのことが述べられてゐる。

【讀方】

七、皇軍くわうぐんの本義ほんぎに鑑み、仁恕じんじよの心能こころよく無辜むこの住民せゆうみんを愛護あいごすべし。

【語句摘解】

○皇軍くわうぐんの本義ほんぎ||皇軍の根本的性質。具體的内容は本訓其の一第二皇軍の項参照 ○仁恕じんじよ||仁はオモヒヤリのあること。恕はユルスと訓じあはれむこと。仁恕は即ちあはれみ、思ひやること ○無辜むこ||辜は、ツミ。即ち罪のないこと ○愛護あいご||愛し護る

【通釋】

皇軍の本質的意義のある所をよく考へ、あはれみおもひやる心を以て能く罪なき住民を愛護せよ。

【述義】

如何なる戦に於ても皇軍撃碎の對象は、我が皇國の理想實現を阻むものであり、皇軍に抗するものである。例へば今次事變に於ても抗日政權及び其の抗戦力の主體たる軍、匪のみが膺懲されるのであつて、歸順したものとや無辜の良民は心から之を慈しみ愛護するのである。かゝる精神が即ち神武の精神であり、之を體現したものが皇軍であることは既に、本訓其の一、皇軍の條に於て明瞭である。

深く茲に鑑み、仁恕の心を發揮して遍く御稜威を仰がしめ、以て聖戦の目的を完遂しなければならぬと思ふ。

【讀方】

八、戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は慾情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、斷じて

武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

【語句摘解】

○酒色しゆしよく 酒しゆや色しよく慾よく ○本心ほんしんを失うしなふ 人間が本來もつてゐる立派な心をなくする。例へば掠奪行爲 ○威信ゑいしん 威ゑい光くわうや信しん ○戒慎かいしん 戒かいめ慎しんしむ ○清節せいせつ 清せい淨じゆなる節操

【通釋】

戦陣に於て、かりそめにも酒色に本心を奪はれ、または種々の慾情にひきずられて、本心を失ふやうな事をして皇軍の威信を傷けたり、君國に獻げるべき大事な身を過るやうなことがあつてはならぬ。深く慎しみ戒め、決して武人の清い節操を汚さないことを期せよ。

【述義】

酒色の戒むべきことについて、伊勢貞丈家訓に興味深く述べられてあるから、左に掲げて見

る。  
一、酒は氣ちがひ水也。酒に酔ひみだれて氣遣きぢやひ(氣狂ひ)になり人の前にてはちをかき、喧嘩

口論人をあやめ、自分も疵をかうむり様々のわざはひをし出し、身をうしなひ家をほろぼす也。つつしむべし。

一、色とは女にまよふ事也。女にまよへば何心も女の心にさからはぬやうに機嫌をとり女の心まかせになる故智慧ある人もたはけ者になりて心だても身持も家の作法もみだりになり、わざはひを引出しあやふき事なり、殊に遊女にたぶらかされ金銀をつひやし、人の異(意)見も聞入れず後には身をうしなひ家をほろぼすやうになる也。智慧ある人も女にはまよひやすし。つつしむべし。

實に酒色の害は恐ろしい。平和の時、一般の人間に於てさへさうである。まして異郷に、大使命を帯びて、戈をとる武人が、酒色に心奪はれたり、慾情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るがごとき事があつてはならぬわけである。深く戒慎しなければならぬ。

【讀方】

九、怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一瞬の激

情悔を後日に残すこと多し。

軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

【語句摘解】

○怒は敵と思へ—怒は自分を滅す敵と思への意。徳川家康の遺訓に出てゐる。○激情—激しい感情。即ちかつとなつて理性を失ふやうな感情をさす。○軍法—軍に於てのみ適用される法律。陸軍刑法。○榮譽—光榮と名譽。○想起—想ひ起す。○思ひを父母妻子の眞情に馳せ—眞情は利害を超越した純粋なる感情。戦陣より幾百里離れた父母妻子の純粋な心からなる氣持を遙かに思ひやること。○假初—つひ一寸。○身を罪科に曝す—罪科は罪や科。自ら罪科を犯す意。

【通釋】

怒をじつと我慢し、不満を抑制せよ。「怒は敵と思へ」と古人も教へてゐる。ほんの一瞬間の



激情を抑制出来ず、後になつて後悔することが多い。軍の法律が非常に嚴格であるのは、いろいろ理由があるが、とりわけ、軍人の榮譽を保持し皇軍の威信を完全に維持せんが爲である。身、戦陣にあるものは常に出征當時の決心と感激とを想ひ起し、幾百里彼方の故郷なる父母妻子の眞情に考へを及ぼし、一寸でも、罪を犯すやうなことがあつてはならぬ。

### 【述 義】

元來日本人は熱し易く冷め易いといはれるが、この熱し易い心が、動々もすると怒り易い性質と軌を一にする傾向があるやうである。古今の訓言に怒りに關する戒めが散見するのを見ると、どうやら間違ひないやうだ。例へば聖徳太子十七條憲法十に

忿を絶ち瞋を棄て人の違ふを怒らされ、

と述べられ、楠公壁書なるものには

怒りては理を昧まし、愛しては非を知らず

といふ一項が加はり、武田信玄家法にも

毎事堪忍の二字意に懸くべき事

と戒められてゐる。本條にも有名な徳川家康の遺訓たる「怒は敵と思へ」が引用されてゐるが、

要するに、怒りを抑へ、不満を制するといふことは、日本人にとり、殊には、軍紀、團結、協同などの徳目を必須とする軍隊に生活する武人にとり肝要なるは間違ひない所であらう。こゝに本訓前段の主旨があると思はれる。

後段に軍法に關して述べられてあるが、蓋し之は戦陣の戒の全項目を總括する意味で置かれたものだらう。即ち一から九の前段に至るまでの戒めに抵觸する者に對しては、斷乎として軍法上の處刑罰が下されるわけだからである。

さて皇軍の軍法は峻嚴にして苟も假借する所のないことは、殆んど常識であらう。今、念の爲に一二の例を引用しよう。

第四十七條 哨兵故ナク守地ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一、敵前ナルトキハ死刑ニ處ス

二、軍中又ハ戒嚴地ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

三、其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

哨務の重大なことは本項三にもあつたが、その違反者には死刑といふ極刑が與へられることを知る。

第五十二條 軍事機密ノ圖書物件ヲ保管スル者危急ノ時ニ當リ之ヲ敵ニ委セサル方法ヲ盡サザ

ルトキハ五年以下ノ禁錮ニ處ス

第五十七條 上官ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服從セザル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一、敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ處ス

右の外、軍事上の機密を敵國に漏泄する者や、敵國を利する目的を以て造言飛語し、又は敵前に於て、叫呼喧噪する者は勿論死刑に處せられるのである。(第二十七條、第二十八條)

依つて我が軍法の峻嚴なるを知り得るであらう。その原因が「特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんがため」であることも容易に肯づかれよう。戰陣にある者は、この主旨を銘肝して、些かも心を弛めず、身を罪科に曝すことがあつてはならぬ。その方法としては、常に「まごころ」をもつことだと思ふ。畏くも 勅諭に「心たに誠あれは何事もなるものそかし」と仰せられてある。「出征當時の決意と感激とを想起」することも私心を超越した純心なるまことに歸ることであり、「思ひを父母妻子の眞情に馳せ」るのも心の琴線に訴へるまことの心を喚起するに外ならぬと思ふ。皇國軍人としてその榮譽も威信もまことを中核としてこそ形成されるのである。げにまことの力ほど偉大なものはない。深く本條の精神を讀みとつて、之に副ふべきであらう。

【讀方】

第二 戰陣の嗜

一、尙武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。

「毎事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

【語句摘解】

○尙武しやうぶ 武を尙ぶ ○培つちかふ 草木の根に土をかけてそだてること。培養と熟し用ふ ○武徳ぶとくの涵養かんやう 武の徳を養ひそだてる ○技能ぎのうの練磨れんま 技術藝能を練り磨く ○毎事退屈まいじたいくつする勿なれ 何事に對しても怠らず一生懸命勵めとの意、信玄家法に「毎事不可退屈事」とある。

【通釋】

武を尙んだ我が武士道の傳統の中に、自ら尙武の精神を培養し、武人の徳操を養ひ、技能を練り磨くことに勉めよ。

「毎事退屈する勿れ」といふことは古の武將の言葉にも見えてゐる。この主旨を體し、前段の

教へを撓ます實行せよ。

### 【述 義】

我が國が肇國以來武を以て本としたことは人のよく知る所である。

伊弉諾尊、伊弉冉尊二柱の神が天の沼矛を以て大八洲を生み給うた如き 天照大神が武甕槌命經津主命の武神を出雲に下し給ひ大國主命に國土奉獻をなさしめ給うた如き、又皇孫瓊瓊杵尊の降臨に際して、三種の神器の一として天叢雲劍を加へ給ひ以て之に授け給うた如きは、藤田東湖の「神州武を以て基を建つ」(廻舞篇序)なる言をきくまでもなく、肇國に際して武が根本となつたことを示すものである。されば武を尙ぶ精神は太古より傳統的に傳はり、「細矛千足國」(精銳ナル武器ノ充足セル國ノ意)の名を生じた。而して武家政治の世となるに及んでは尙武の風潮は最高潮に達した。「弓矢は男の第一の能にてあるなるぞ」(曾我物語)の精神は鎌倉時代一般の思潮であつたと考へられる。蓋し武士は武を本務とし之を以て天下に覇たるものであるから、かゝる傾向あるは當然であらう。戰國時代より徳川期にかけては數多の家訓、掟書等に尙武の發露を見るのである。一三の例をあげれば、「武勇專可嗜事」(信玄家法)や、「朝寅之刻におき候て兵法をつかひ、飯をくひ、弓を射、鐵砲をうち、馬を可乗候云々」(加藤清正掟書)や「文武弓馬之道專可三相嗜事」(徳川秀忠ノ諸大名ニ與ヘタル武家諸法度第一)であるが、これ等は、すべて、尙武の精神に基いて武徳の涵養、武技の練磨を求めないものはない。本條引用の「每事退屈する勿れ」はやはりかゝる家訓の一である。明治維新以後はこの精神は、軍人の間に浸潤し、精銳無比の皇軍の威力を形成する基礎となつた。而も、尙武の精神の發露にして、己が本分に向ひ思慮を盡し萬苦に堪へ決死斷行する意力たる武勇の尊ぶべき御訓へは炳として 勅諭に示されて以來、益々その精神の高揚を馴致するに至つたことは容易に認められる所であらう。かゝる尙武の傳統を有する現在の軍人は片時もこれを没却してはならぬわけである。 勅諭にも

況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかと仰せられてある。精神的には武の徳即ち神武の本義を體得し、肉體的には、技能の練磨に勵み、戰陣に於て不覺をとらぬやうにせねばならぬ。

### 【讀 方】

二、後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に勵み、常に身邊を整へて死後を清くす

るの嗜を肝要とす。

屍を戦野に曝すは固より軍人の覺悟なり。縦ひ遺骨の還らざることあるも、敢て意とせざる様豫て家人に含め置くべし。

【語句摘解】

- 後顧の憂—後に残して来たことをふり返つて見て氣にかゝるといふ心配
- 只管—専ら、一所懸命に
- 身邊を整へる—身のまはりを整理する
- 屍を戦場に曝す—戰場に於て戦死して死骸をさらすこと
- 敢て意とせず—強ひて氣にかけない
- 含め置く—よく納得のいくやうにいひきかせて置く

【通釋】

後の事が氣になるやうな心配事を無くして一心に奉公の道に勵み、常に身のまはりを整理して死後を清くし、だらしないやうにする所の嗜みが大切である。潔く戦死して屍を戦場に曝すのは、いふまでもなく軍人の覺悟である。萬一、遺骨が家へ還らないことがあつても強ひて氣にかけないやう前もつて家人によくいひ含めて置け。

【述義】

「死後を清くするの嗜み」は「名を惜しむ」精神を母胎とするものであつて、我が國武士道の傳統的精神であるともいへる。木村重成が馥郁たる香を兜にたきこめて、最期を飾つたゆかしい逸話はよく人口に膾炙されてゐるが、方法こそ違へ、かゝる嗜みは皇兵に要求されていい。「後顧の憂を絶ち」「常に身邊を整へる」ことは五項に出てゐる「立つ鳥跡を濁さず」の徳義とも相通するものである。

さて死後のことを考へるとき第一に念頭に浮ぶのは遺骨のことであらう。日露戦争の頃は、軍歌战友の「死んだら骨をたのむぞと、いひ交はしたる二人仲」といふ文句の示す通り、假令魂魄は護國の神となるとも、遺骨だけは遺族の手に還るのが常識であつた。しかし近代戦の特質たる、敵中深く突入する飛行部隊は勿論、益々激化を豫想される機械化部隊の戦闘に於ては遺骨で凱旋することは、保證されない状態にある。こゝに於てか「縦ひ遺骨の還らざることあるも敢て意とせざるやう豫て家人に含め置くべし」との訓言が發せられたものと思はれる。

悲壯の感切々たるものがあるが、しかし皇國の大使命と皇軍の本義とに徹底し、死生一如の境地に於て只管奉公に勵む者には何等の心残りもないであらう。

【讀方】

三、戰陣病魔に斃るゝは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を來すが如きことあるべからず。

【語句摘解】

- 病魔に斃るびやうまに たふ 病氣にかゝつて死ぬこと
- 遺憾の極いんげんのかんげき 此の上なく残念なこと
- 衛生えいせい 身體の健康を圖り、病氣の豫防、撲滅をはかること
- 不攝制ふしやくせい 攝制でないこと。詳言すれば、ひかへめにせず肉體的慾望を制せず放縱に流れること
- 支障を來すししやうをきたす 差支へを生ずる。即ち奉公が出来なくなる

【通釋】

戰陣に於て、病氣の爲死ぬのは、この上ない残念なことである。されば特に衛生を重んじ自分が攝制を守らなかつた爲に病氣に襲はれ、奉公に差支へを生じ、十分に奉公が出来ないやうな事があつてはならぬ。

【述義】

華々しく護國の櫻と散るは、壯烈極りなくげに皇兵の本望であらう。しかし一朝病魔に襲はれ、空しく病床に呻吟し、或は不歸の客とならんか、全く遺憾至極といはざるを得ない。

しかも古來戰役に於て士卒の病による減耗は敵火による損害よりも概して大であるといはれるに於ては、正に驚嘆に値する。勿論萬已むを得ず病氣になるのは論外であるが、己の不攝制により、或は不衛生の爲に、あたらず皇國の守護身たる身を徒らに朽ちさせることは、寧ろ恥でさへある。大陸にはコレラ、マラリヤ等の悪疫が多い。よく注意しなければならぬ。衛生法及救急法第一篇總説第一に、  
軍人ノ身命ハ君國ニ獻ゲシモノナレバ常ニ健康ノ保持増進ニ注意シ過ツテコレヲ損フコトアルベカラズ

とある言葉をも参考にし、衛生に注意し攝制を守るべきである。

【讀方】

四、刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜を心とし、戰陣の間常に兵器

資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。

【語句摘解】

○資材しざい兵器以外の種々の材料 ○馬匹ばひつ四はタゲヒ、トモガラ、馬の仲間、即ち馬のこと ○愛護あいご愛  
しまもること

【通釋】

刀を自分の魂とし、馬を寶とした古の武士の嗜みを自己の精神とし、戦陣にある間常に兵器  
や資材を尊重し、馬を愛し保護せよ。

【述義】

尙武の國である我が國に於て、戦争に最も大切な武器や馬を愛護したことは詳しく説くまで  
もない。刀鍛冶が刀の鍛錬に際し清進潔齋、袴に威儀を正して臨んだ一事を以てしても、刀が  
武士の魂として重んぜられた事實を推察出来よう。

又馬を愛護した事も、その昔、宇治川先陣の畠山重忠が「親にかゝる時、子にかゝる折」と

て馬を背負うて渡り、又平知盛が「敵の馬になるとても争で我命を助けたらん馬をば殺すべき」といつて放した二三の例證を見れば、十分に窺ひ知られよう。

これ等の床しい精神は傳統的に皇軍將兵の血となつて流れてゐるのである。小銃・大砲・戦車等の兵器は勿論、天幕・油等の資材に至るまですべて是戦勝獲得の重大要素であり、軍の魂である。どうして尊重愛護しないでおられようか。

實にも「君國ノ爲之ト死生ヲ俱ニスルヲ以テ武人ノ本懐トナスベシ」(兵器保存要領綱要第一)である。

馬の愛護すべきはいふまでもなく騎兵ばかりに限らない。あの泥濘膝を没する悪路を重い兵器や糧食等を載せ、或は牽いて行く、歩兵、砲兵、輜重兵等の馬も勿論より以上に愛重すべきであらう。

「馬よぐつすり眠れたか、明日の戦は手剛いぞ」とか「とつた手綱に血が通ふ」といふやうな温い感情は人馬一體でなければ起きないのである。かくしてこそ戦争にも勝てるのだ。

【讀方】

五、陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舎、物資の獨占の如きは慎むべし。  
「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく床しき皇軍の名を、異郷邊土にも永く傳へられたきものなり。

【語句摘解】

○徳義—道徳や義理、人間として踐み行ふべき正しい道。○便益—便利と利益。○獨占—獨り占めする。○立つ鳥跡を濁さず—飛ぶ鳥跡を濁さずともいひ、後始末をよくするに譬ふ。古來の俗諺である。○異郷邊土—異郷は故郷外の地。こゝでは外國。邊土は邊鄙な土地、即ち都離れた外國の片田舎。

【通釋】

陣中の徳義は戰鬥力の素因である。それ故常に他隊の便益になるやうにと考へ、宿舎や物資を獨占するやうなことは慎め。

俗諺にも「立つ鳥跡を濁さず」といつてゐる。このやうに不徳義をせず、跡をきれいにし、

雄々しく奥床しい皇軍のよい評判を異郷の片田舎にも永く傳へられたいものである。

【述義】

陣中の徳義は、一は味方同志の團結協同の因となり、一は住民宣撫に役立ち治安維持の要因ともなるのである。

元來協同は單に戰鬥中に於てのみならず宿營、物資の配給等に於ても求められなければならない。ぬ。「宿舎物資の獨占」をやり、少しも他隊の便益を思はなかつたならば意志疎隔し、従つて十分な戦果もあげ得ず「全軍戦捷のため欣然として没我協力の精神を發揮すべし」との訓言の主旨にも背くことになるのである。

一方又、戦陣にあつて掠奪暴行したり、敵性なき民家を焚き又は良民を殺傷する（本訓其二、第十清廉潔白の項参照）やうなことがあつたら、如何に宣傳宣撫しても住民の信頼をうけるどころか其の恨を買ふのである。かくなつては、戦力を滅殺するのみか皇軍の不名譽を異郷邊土に傳へることになり、延いては聖戰遂行の目的に副はず大御心を冒瀆し奉ることになるのである。

くれん／＼も注意すべきは、陣中の道義なることを銘肝しなければならぬ。

【讀方】

六、總じて武勳を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。  
 他の榮達を嫉まず己の認められざるを恨まず、省みて我が誠の足らざるを  
 思ふべし。

【語句摘解】

○總じて||おしなべていへば、一般に ○武勳||戦争に於て立てた勳功。いくさのてがら ○高風||け高い風尚、風格 ○榮達||身分が榮え名が顯れること。立身出世

【通釋】

一般に、勳功を誇らず、功績を人に譲ることは武人のけ高い風格とする所である。軍人たるものは他人の立身出世を嫉妬せず自分の力が認められないことを恨まず、我が至誠を盡すことが充分でないことをよく反省し考へよ。

【述義】

一般に、自己の勳功を誇らず、功を人に譲ることは禮の一端ではあるが、かゝる恭謙の徳といふものは社會生活に於て眞に奥床しいものである。易經に「勞あれども伐らず。功あれども徳とせず。厚の至りなり。」とある通りである。武人の間に於て古くからかゝる徳を崇高なる風尚としたことは、武士道訓に散見する訓戒によつて明らかにされる。例へば、武學啓蒙（丸東山著）中、武士の恥とすべき十七ヶ條の中に、「聊かの功を誇る事」なる一條の存在するを以てしても證左たり得る。明治時代に軍神乃木大將が赫々たる武勳を樹て、凱旋されながら

愧我何顏看父老 凱歌今日幾人還

の有名な詩句を残されたことは武人のかゝる高風を流露せしめたものといへよう。斯く獨り其の勳功を誇らぬのみならず、毫も之を他人に認められない場合でも、不平を持たず只管自己の誠意を盡くすといふに至つては彌々敬服に値しよう。所が人動々もすれば自分の瑣々たる功を誇るのみか、之に對して榮譽の伴はないことを啣ち、剩さへ、他人の榮達を嫉む傾向が多い。これは軍人に絶對にあつてはならぬといふ主旨から、本條の訓へが出されたものであらう。これについて左の訓言は正に頂門の一針といへよう。



生死ノ巷ニ生ヲ得テ無事内地ニ歸還スル將兵ノ心理ハ動モスレバ銃後ノ熱成ナル歡迎ニ眩惑セラレ徒ラニ他ヲ排シテ自ラノ功績ヲ過大ニ吹聴シ得々タルニ至リ易キモノトス。

武人タル者其ノ輝カシキ凱旋ノ蔭ニハ幾多尊キ戰友ノ犠牲アルニ思フ致シ其ノ舉措進退ニ深ク留意シ、自己ノ功績ハ偏ニ御稔威ト此等尊キ殉國ノ英靈ノ然ラシムル所以ナルヲ自覺セザルベカラズ。(戰時服務提要、第十七章歸還及復員)

實際 陛下の御稔威と護國の英靈とに思ひを致すならば、功名を誇るなどは恥づべき次第といへよう。たゞ「誠」を充實させればよい。「誠たにあれば何事も成るものそかし」(軍人勅諭)との大御心に副ひ奉つたなら、必ず天が與せられることを信すべきであらう。

### 【讀方】

七、諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。

### 【語句摘解】

○正直ただしいまこと 正しくまつすぐで少しの誇張も偽りもないこと

○誇張こちやう 小さいことを大きく言ひ張ること。例

へば一個中隊位の敵を一大隊の兵力といふやうなこと

○虚言うそげん 偽りの言葉。俗にいふウソ

### 【釋釋】

何事につけても正直を第一とし、大げさに言つたり虚偽の言を吐くことを恥とせよ。

### 【述義】

正直は、明淨の誠と共に、古來重んぜられたことは語事に見え、宣命に示された明らかな事實である。寶基本紀等にも「冥加は正直を以て本と爲す」と出てゐる。

この正直の精神が虚言を憎む心となるのである。

武將も、之を肝要の戒とし、「毎遍不可虚言」(武田信玄家法)や「上下萬民に對し一言半句にても虚言を申べからず」(北條早雲廿一箇條)等の訓言を遺してゐる。「正直の頭に神宿る」といふ俗諺は實にこの精神が民族意識として根強く胚胎したことを示すものと考へてよからう。

戰陣に於て正直を旨とすべきはいふまでもない。若し、斥候の報告、歩哨・傳令等に一言半句の誇張や虚言があつたら、どうであらうか。恐らく勝敗にも影響を及ぼすに違ひない。萬一

之が、敵國を利用する爲の動機によるものであつたら、死刑に處せられるのである。(陸軍刑法、第二十八條六)

又單に自己の功を誇らんが爲に奮闘振りを針小棒大に報告するとしても、賞罰の公正は期し得られず、第一、武人の清節をけさす卑劣なる行爲たるを免れないだらう。「誇張虚言を恥とせよ」眞に意味深長の一語ではある。

〔讀方〕

八、常に大國民たるの襟度（せんとど）を持し、正を踐み義を貫（つらぬ）きて皇國の威風（いふう）を世界に宣揚（せんやう）すべし。  
國際の儀禮（ぎらい）亦輕（かろ）んすべからず。

（語句摘解）

○大國民（だいくみん）たるの襟度（せんとど） 大國民は世界の強大國の民。日本が世界有數の大國たるはいふまでもない。襟度は度量、心がけ、即ち大國民としての心持度量。○正を踐む（せいをふみ） 正義の道を踐み行ふ。○義を貫く（ぎをつらぬ） 道に合し

た道理を以て一貫する。○國際の儀禮（こくさいぎらい） 國と國との交際（かうさい）に於ける禮儀作法

〔通釋〕

常に大國民としての氣持度量を維持し、正義を實踐し、道理を以て終始一貫して皇國の威風風習を世界に揚げひろめよ。

國際上の禮儀作法も亦經んじてはならぬ。

〔述義〕

皇軍が正義を根本とし仁慈を中核とせる神兵ともいふべきものであることは既に述べ來つた所である。この本質に則つて、敵國に對し常に大國民たるの襟度を堅持し、從容として正義を踐んで進むべきである。

かゝる態度は、ひとり同人種たる黄色人種の國家のみに限らない。我が占據地域内にある第三國權益は、正當に保護し、又第三國人に對しても寛容を以て之を遇し、無用の危惧を去らしめなければならぬ。東亞再建は、萬邦協和への段階であるから、不當利敵の者は斷乎排撃するも正當不偏のものは斥くべきではなからう。かくしてこそ皇國の威風を世界に宣揚することが

出来るのである。「過去に過てるが故に現在に於ても咎め、本國非道の故を以て罪なき個人に報復する事は皇軍將兵の爲すべき所ではない」と、支那派遣軍總司令部よりも戒められてゐる。深く省察を要する。

戰禍が擴大するにつれ、第三國との尊俎折衝も頻繁になるであらうが、かゝる場合の儀禮も充分盡すことが肝要であらう。日本はも早島國ではないのだ。

### 【讀方】

九、萬死に一生を得て歸還の天命に浴することあらば、具に思を護國の英靈に致し、言行を慎みて國民の範となり、愈々奉公の覺悟を固くすべし。

### 【語句摘解】

○萬死に一生を得 萬が一にも死を免れ得ないといふ危険を通り抜けて、生存を全うすることが出来る。  
普通「九死に一生を得」といふが、之より更に意味が強い ○歸還の天命に浴す 内地の本隊へ歸れとの天皇陛下の有難い御命令をうけること ○具さに ことごとく、よくよく ○思ひを護國の英靈に致す

戰死して國を守護する靈となつた人のことを考へる ○言行 言葉や行動

### 【通釋】

非常に危険な命がたすかつて内地歸還の天命を戴くことが若しあつたならば、よくよく護國の英靈となられた人々のことを思ひ、その死を無駄にせぬ様に言行を慎んで銃後國民の模範となり、益々君國に奉ずるの覺悟を固くせよ。

### 【述義】

萬死に一生を得て歸還の天命に浴した者に對する戒として、本條理解の助けをなすのは、今まで度々引用した「派遣軍將兵に告ぐ」中の左の一文であると思ふ。煩を厭はず拔萃掲載する。

聖戰久しきに亘るに従ひ内地に交代歸還する將兵の言動が日本の國內に與へる影響の如何に強いものがあるかを深く省る必要がある。

征戰三年有ゆる困苦に堪へ彈雨を冒して得た精神的收穫は歸國と共に消滅し、物質萬能の世相に捲込まれる事があつてはならぬ。(中略)戰友を失ひ部下を殺し上官を亡した者の考へな

ければならない事は地下の英靈が何を望み何を期待して居るかの一事である。皇國日本の姿を益々高く世界に顯現し東洋平和の御詔勅を奉じ陛下の萬歳を遺言として骨を曝したのである。若し此の英靈を冒瀆する様な國內の醜狀、國民の無自覺あらば敢然として起ち皇運を扶翼し奉り聖戰の目的貫徹に向つて國內を導く覺悟を必要とするのは言を俟たない所である。生命を彈雨の危険に曝し幾度か死線を越えて得た精神的收獲は如何なる物質を以ても購ひ得ない賜である。歸還後物質萬能の世相に敗退する事なく、皇國民の精神的中核となつて郷黨を指導する事は生き残つたものの英靈に對する義務である。

誠に委曲を悉した訓誡であつて、之を味讀すれば「具に思を護國の英靈に致し、言行を慎みて國民の範となり、愈々奉公を固くすべし」との精神が明瞭に把握出來ると信する。

尙右の引用文と共に六項に引用せる「戰時服務提要」の訓言をも參照して、服膺すべきであらう。

【讀方】

結

以上述ぶる所は、悉く勅諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戰陣道義の實踐に資し、以て聖諭服行の完璧を期せざるべからず。戰陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉公の至誠を擡んで、克く軍人の本分を完うして皇恩の渥きに答へ奉るべし。

【語句摘解】

- 勅諭に發す＝源を勅諭に發す。即ち勅諭を本としてそこから出てゐるといふ意
- 歸す＝歸納される。歸着する
- 聖諭服行＝聖諭は天皇陛下の勅諭、軍人勅諭のこと。軍人勅諭を服膺し實行する
- 完璧を期す＝既出(序文參照)
- 奉公の至誠を擡んづ＝擡んづは拔擢、擡出等と熟し、奉公のまごころを高く發揮する意。ひく、出す、等の意がある

【通釋】

以上述べた所の訓言はすべて皆勅諭に源を發しまた之に歸着するものである。それ故にこの訓言を戰陣に於ける道義の實踐のたすけとし以て聖諭を完全に服行することを心がけねばなら

ぬ。  
戦陣の將兵は是非ともこの趣旨を體得し愈々君國に奉ずるの誠を高く發揮し、立派に軍人の本分を完うして深厚なる天皇の御恩に報い奉れ。

【述 義】

「以上述ぶる所は悉く勅諭に發しましたこれに歸するものなり、さればこれを戦陣道義の實踐に資しもつて聖諭服行の完璧を期せざるべからず」といふ言葉は序文中の「常に戦陣において勅諭を仰ぎてこれが服行の完璧を期せんがため具體的憑據をしめし以て皇國道義の昂揚を圖らんとす」の文と相照應するものにして首尾軌を一にするものである。かゝる反覆強調に對しては、皇國將兵たるもの、どうして實踐の意力勃然と起らないものがあらうか。  
「愈々奉公の至誠を擡んで克く軍人の本分を完うして皇恩の渥きに答へ奉るべし」との要望をうけるまでもなく勇往邁進、戦陣訓の一つ／＼を心から率先躬行するであらうと思ふ。

— 終 —

戦陣訓述義



昭和十六年八月廿五日 印刷  
昭和十六年八月三十日 發行

定價 五拾錢 (送料六錢)

著 者 森 景 南

發 行 者 鮎 貝 秀 三 郎

印 刷 者 西 川 喜 右 衛 門

印 刷 所 東京市神田區小川町二丁目十二番地  
株式會社 秀 英 社

發 行 所 株式會社 健 文 社

東京市神田區美土代町一番地  
電話 東京四八九〇四番  
電話 神田(25)一六六五番

配 給 所 東京市神田區淡路町二丁目九番地  
日本出版配給株式會社

日本出版文化協會會員番號 一〇九五〇六番

竹内 尉著

# 日本士道

B列六號三三〇頁  
定價 壹圓五拾錢  
送料 十五錢

## 圖書群運動推薦!!!

勤勞青年を目標とせる國民的教養に資するものとして最適と推奨さる。

日本士道は國民的武士道である。ちよらど戰陣訓が現代の國民訓であるように。われわれは日本の歴史が示してゐる國民的性格をはつきり把握することによつてほんとの日本人になりうると思ふのである。それを山鹿素行にみ、また吉田松陰とみるのである。戰陣訓に對蹠的な國民の書とも云ふべきだらう。品切近し。直接御申込下さい。

好評  
重版

## 青年名詩選釋

安武磯喜著  
B六版三〇餘頁  
定價七拾錢  
送料六錢

ざる古來からの名詩の全系列はここに網羅された。卓越せる評釋に肉付けられ立體化された本書こそ現代人必携の書と云へよう。敢へて愛吟詩集との併讀を奨める由縁である。

## 愛吟詩集

川口白浦著  
B六版二〇〇餘頁  
定價六十錢 送料六錢

鹽谷 温先生題字！ 日本國民の愛誦し來れる和漢の名詩二百餘頁を讀み易く味ひ易からしめた珠玉篇！ 學生諸君は學習の參考に受験の準備に！ 青年學校生徒青年團員諸君の修養書に！ 一般人の教養趣味書に！

株式會社 健文社

東京市神田區美土代一町  
東京市神田區美土代一町  
番四〇九八四

### 奧義秘の齋公刊！

新弓	道	竹内 尉著 價三・〇〇 送三五
新弓道新射法	道	竹内 尉著 價二・二〇 送三
書道・翰墨	道	竹内撫石庵著 價二・五〇 送三
茶	道	竹内撫石庵著 價三・五〇 送三
花	道	齋藤巢湖著 價二・五〇 送六
經俳畫の描き方	道	鵜月左青著 價一・三〇 送九
俳句の用語と季寄せ	道	鵜月左青著 價〇・八五 送六

416  
351



KEMBUNSHA

9  
KEMBUNSHA

₹.50